

JA能美

ディスクロージャー誌

私たちの活動をご理解いただくために

令和7年度 令和7年4月1日～令和8年3月31日



ごあいさつ	1	⑤ デリバティブ取引、 金融等デリバティブ取引、 有価証券関連店頭デリバティブ取引	38
1. 経営理念・経営方針	2	(5) 預かり資産の状況	
2. 経営管理体制	2	①投資信託残高（ファンドラップ含む）	38
3. 社会的責任と貢献活動	3	②残高有り投資信託口座数	38
4. 事業の概況（令和7年度）	4	2. 共済取扱実績	
5. リスク管理の状況	7	(1) 長期共済保有高	38
6. 事業のご案内	11	(2) 医療系共済の共済金額保有高	39
【経営資料】		(3) 介護系その他の共済金額保有高	39
I 決算の状況		(4) 年金共済の年金保有高	39
1. 貸借対照表	12	(5) 短期共済新契約高	39
2. 損益計算書	14	3. その他事業の実績	
3. キャッシュ・フロー計算書	16	(1) 購買品取り扱い高	40
4. 注記表	18	(2) 受託販売品取り扱い高	40
5. 剰余金処分計算書	26	(3) 保管事業取り扱い実績	40
6. 部門別損益計算書	27	(4) 加工事業取り扱い実績	40
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認	29	(5) 利用事業取り扱い実績	40
8. 会計監査人の監査	29	(6) 指導事業の収支内訳	41
II 損益の状況		IV 経営諸指標	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	30	1. 利益率	41
2. 利益総括表	30	2. 貯貸率・貯証率	41
3. 資金運用収支の内訳	31	V 自己資本の充実の状況	
4. 受取・支払利息の増減額	31	1. 自己資本の状況	41
III 事業の概況		2. 自己資本の構成に関する事項	42
1. 信用事業		3. 自己資本の充実度に関する事項	43
(1) 貯金		4. 信用リスクに関する事項	45
① 種類別貯金平均残高	31	5. 信用リスク削減手法に関する事項	53
② 定期貯金残高	32	6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	54
(2) 貸出金		7. 証券化エクスポージャーに関する事項	55
① 種類別貸出金平均残高	32	8. CVAリスクに関する事項	55
② 貸出金金利条件別内訳残高	32	9. マーケット・リスクに関する事項	55
③ 貸出金担保別内訳残高	32	10. オペレーショナル・リスクに関する事項	55
④ 債務保証見返額担保別内訳残高	32	11. 出資等または株式等エクスポージャーに 関する事項	56
⑤ 貸出金使途別内訳残高	33	12. リスク・ウェイトのみなし計算が適用 されるエクスポージャーに関する事項	57
⑥ 貸出金業種別残高	33	13. 金利リスクに関する事項	57
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	33	【JAの概要】	
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び 金融再生法開示債権区分に 基づく債権の保全状況	34	1. 機構図	59
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る 貸出金のリスク管理債権の状況	34	2. 役員	60
⑩ 貸倒引当金内訳	36	3. 組合員数	60
⑪ 貸出金償却額	36	4. 組合員組織の状況	60
(3) 内国為替取扱実績	36	5. 地区	61
(4) 有価証券		6. 沿革・歩み	61
① 保有有価証券平均残高	36	7. 店舗等のご案内	61
② 保有有価証券残存期間別残高	37		
③ 有価証券の時価情報	37		
④ 金銭の信託の時価情報	38		

※ 信用事業を行う農業協同組合は農業協同組合法第54条の3の規定により、事業年度ごとに信用事業及び信用事業に係る財産の状況に関する事項を記載したディスクロージャー誌を作成し、当JAの信用事業を行う全事務所に備え置き、公衆の縦覧に供することが義務づけられています。

昨今の金融機関を巡る相次ぐ不祥事件が発生する中、金融機関にはこれまで以上に「透明性」「健全性」が求められています。ディスクロージャー誌は組合員並びに地域の皆さまが安心して当JAを利用していただけるよう、当組合の経営方針、社会的責任及び経営内容を明らかにするものです。

ごあいさつ



代表理事組合長
作田 実喜秋

組合員の皆様におかれましては、益々ご清栄のことと、お慶びを申し上げます。

平素は、ＪＡ能美の各種事業にご理解とご協力を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。

さて、令和７年度の日本農業を取り巻く環境を顧みますと、国内においては農政の混乱と需給のミスマッチに起因する米価の異常な高騰によって、生産者手取りは一時的に増えたものの、流通段階では、値頃感を出すために民間輸入が増加して、国産米離れを招くなど、次年度以降の営農活動に不安を残すこととなりました。

また、世界的には、ロシア・ウクライナ戦争の先行きが見通せない中で、アメリカとイスラエルがイランへの軍事作戦を敢行したことで、原油価格はもとより、石油由来資材の高騰が続いており、農業生産資材の調達に不安が広がるとともに、価格の上昇も避けられない状況となりました。

このような状況下、本年４月に施行された、「食料システム法」に基づく、コメのコスト指標が公表されました。この内容については様々な議論はありますが、少なくともコメの適正価格の形成へ向けて、一歩前進したところに意義があるといえます。また、新たな水田政策に係る検討も進められており、「水

田活用の直接支払交付金」の内容についても見直しが議論されております。これら農政の課題については、ＪＡグループとして、国に対して必要な要請活動を継続しつつ、状況を見極めながら、営農活動方針をお示ししていくこととなります。

一方、当ＪＡの組織運営ならびに事業活動におきましては、令和７年度は、第９次中期経営計画の初年度であるとともに、創立５０周年という大きな節目の年でもありました。この節目の年に新たなスタートを切るべく、中期計画のメインテーマを「すべては、地域と組合員とともに」として、四つの基本目標を設定し、それぞれの目標達成へ向けて取り組みを始めたところであります。

組織運営では、理事会と支店運営委員会における議論を経て、今回の役員改選より女性理事の登用を拡大することとし、多様な視点を確保することによって、理事会における議論の活性化を促すことにつなげてまいります。

また、組合員に対する正しい情報の発信と、対話の機会拡大、将来のＪＡ組織のリーダー育成を目的に創設した「組合員講座」は、受講した第１期生の１２名全員が所要の課程を修了しました。今後は、受講者からの意見等も踏まえ、講座の充実を図り、地域と組合員とともに歩む組織づくりに取り組んでまいります。

また、事業活動においては、事業総利益ならびに当期剰余金はいずれも事業計画と前年実績を上回る成果を収めることができました。これも偏に、組合員の皆様の深いご理解とご協力による事業利用の賜物であると、衷心より御礼を申し上げる次第でございます。

なお、ＪＡグループ石川における合併の問題につきましては、昨年も協議を続けておりましたが、加賀地区６ＪＡの合併を含めた石川県下３ＪＡ構想は白紙とする結論に至りました。そのうえで、今後は新たな会議体を設け、県域ＪＡの実現を目指して協議を進めることとなりました。合併協議の内容につきましては、今後とも支店運営委員会等を通じて適時組合員の皆様にご報告してまいりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

今般、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当ＪＡに対するご理解を一層深めていただくために、当ＪＡの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌を作成いたしました。

皆様が当ＪＡの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和８年 ７月

1. 経営理念・経営方針

経営理念

- 地域農業の振興に努めるとともに、地域と組合員から信頼され、安心してご利用いただけるＪＡであり続けるために、不断の自己改革のもと、健全で持続可能な組合経営に努めます。また、この主体となる人材（職員）を「資本」と位置づけ、その価値の最大化を図るとともに、自律的に行動する職員の育成に取り組みます。

経営方針

◇全体

(1) メインテーマ

すべては、地域と組合員とともに

(2) 基本目標

①地域農業の振興（持続可能な農業の実現に向けて）

安全・安心な農産物の生産拡大を図るため、多様な農業者を育成するとともに、農業者の所得増大に取り組み、地域農業の振興と地域の活性化に努めます。

②持続可能な経営基盤の確立

組合員と地域の利用者が安心して利用できる組織であり続けるために、自己改革を進める中で、事業機能と財務基盤を強化して、持続可能な経営基盤の確立を目指します。

③組織基盤強化（アクティブ・メンバーシップの確立と仲間づくり）

支店における協同活動を通して組合員との関係を深めるとともに、女性・青年をはじめとした多様な層からの新たな組合員加入を促進し、価値観を共有する仲間づくりを進めます。

④人的資本経営（人材育成）

職員という人材を、使えばなくなる「資源」や、人件費という「コスト」ではなく「資本」として捉え、その価値を最大化するための適切な環境を整備するとともに、自律的に行動する職員の育成に取り組みます。

◇営農・経済事業部門

消費者の信頼と実需者のニーズにこたえ、安全で安心な農産物を安定的に供給できる持続可能な地域農業の確立を目指し、農業者の所得増大と農業生産の拡大に取り組みます。また、地域に密着した組織として、インフラ機能の一翼を担い、豊かで暮らしやすい持続可能な地域共生社会の実現に取り組みます。

◇信用・共済事業部門

組合員・利用者・地域の皆様へ安定的な資産形成と「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供を通じた豊かな暮らしと活力ある地域共生社会の実現に取り組みます。また、総合事業を活かした次世代との接点構築と新たな仲間づくりに取り組みます。

◇総務・監査部門

協同活動と総合事業で協同組合の役割を最大限発揮し、地域と組合員から信頼され、安心してご利用いただけるＪＡ組織を確立します。また、「食」と「農」を通じて、組合員・地域とともに豊かな地域共生社会の実現に取り組みます。

2. 経営管理体制

経営管理体制

◇経営執行体制

〔理事会制度〕

当ＪＡは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の意思を経営に反映するため、地域組合員から選任された理事のほか、信用事業については専任担当として業務精通理事を置くとともに、農業協同組合法第３０条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

3. 社会的責任と貢献活動

(1) 農業振興活動

I. 当ＪＡは、地域農業を守り組合員の社会的地位の向上と地域から愛されるＪＡ活動をめざし、次の事業を通じて地域社会に貢献しています。

① 自己改革に関する取り組み

自己改革に関する基本目標として、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化を掲げています。農業者の世代交代による担い手不足、農産物の消費・流通構造の急激な変化、高齢化・人口減少による地域社会の疲弊等の厳しい環境変化のなか、基本目標を達成するため、今まで以上の創意工夫により、積極的に新たな事業展開に取り組んでまいります。

② 学童の体験農園を通じ、子供たちや地域の皆様に対して農業への理解を深めています。

③ 農業まつり等を通じ、食への理解とおいしく安全な食料をＰＲするとともに、その安定供給に努めています。

④ 支店において地元農産物を販売し、地域の皆様に新鮮な野菜を提供しています。

⑤ 「食」をテーマにした組合員・児童による、絵画の支店内展示を行っています。

⑥ 農産物直売所を設け、管内の新たな生産者を育成するとともに、地元産農産物の販売促進活動を通して地域農業の振興に取り組んでいます。

⑦ 農業者の所得税確定申告の相談を行うとともに、申告に必要なデータをＪＡ系統独自のシステムで管理し、申告作業を支援しています。

⑧ ＪＡが農業会計ソフトを導入して、地域の担い手農家、集落営農組織等に対する会計支援を行っています。

⑨ 管内産米の供給拠点であるＪＡグリーンでの直接販売を行うことで、管内産米の消費拡大に取り組んでいます。

⑩ 水田フル活用による取り組みで玉ねぎの産地化を目指し、園芸産地振興による地産地消に取り組んでいます。

II. 地域密着型金融への取り組み（中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況を含む）

① 農山漁村等地域の活性化のための融資をはじめとする支援（ＪＡバンク石川の農業メインバンク機能強化への取組み）

当ＪＡは、地域における農業者との結びつきを強化し、地域を活性化するため、次の取組みを行っています。

ア. 農業融資商品の適切な提供・開発

各種プロパー農業資金を提供するとともに、農業近代化資金や日本政策金融公庫資金の取扱いを通じて、農業者の農業経営と生活をサポートしています。

令和８年３月末時点において、農業関係資金残高 238 百万円を取り扱っています。

（注）農業関係の貸出金とは、農業者及び農業関連団体等に対する貸出金であり、農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

営農類型別や資金種類別の農業資金、及び農業資金の受託貸付金の取り扱い状況についてはＰ 33 の主要な農業関係の貸出金残高をご覧ください。

イ. 担い手のニーズに応えるための体制整備

当ＪＡは、地域の農業者との関係を強化・振興するための体制整備に取り組んでいます。農業融資担当者が、営農・経済担当者がお聞きした情報も含めて把握し、農業融資に関する訪問・資金提案活動を行っています。

② 担い手の経営のライフサイクルに応じた支援

ア. 新規就農者の支援

新規就農者の経営と生活をサポートするため、就農支援資金を取り扱っています。

（単位：件、百万円）

資金名	実行件数	実行金額	令和８年３月末残高
就農支援資金（転貸）	—	—	—
合 計	—	—	—

イ. 対応力向上のための職員教育

農業者に対する支援活動を展開する中で、職員の対応力を高めるため、セミナーの受講や資格取得を奨励しています。

（単位：件、百万円）

セミナー・資格名等	主催者	有資格者
農業経営アドバイザー資格	日本プロ農業総合支援機構	14 名

③ 経営の将来性を見極める融資手法をはじめ、担い手に適した資金供給手法の提供

当ＪＡにおいては、担い手の経営実態やニーズに適した資金の提供に努めています。

ア. 負債整理資金による軽減支援

農業者の債務償還負担を軽減し、経営再建を支援するため、負債整理資金を取り扱っています。

【令和7年度負債整理資金の貸出実績】

(単位: 件、百万円)

資金名	実行件数	実行金額	令和8年3月末残高
農業経営負担軽減支援資金	—	—	—
畜産特別資金	—	—	—
合 計	—	—	—

・農業経営負担軽減支援資金は、営農に必要な資金を借り受けたために生じた負債の借換えのための制度資金であり、JAなどの融資機関において取り扱っています。

・畜産特別資金は、過去の負債の償還が困難な畜産経営者に対する長期・低利の借換資金であり、JAなどの融資機関において取り扱っています。

④ 農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域育成への貢献

ア. 災害被災者への支援

災害対策窓口の設置、災害対策資金の創設や個別融資先の経営状況に応じた償還条件の緩和等の対応を行っています。

イ. 食農教育応援事業の展開

地域の小学生の農業に対する理解促進のため、農業体験学習の受け入れ等に取り組んでいます。

活動名	活動内容
学童農園	水稻(田植え、稲刈り)等

(2) 地域貢献活動

- ① 能美市との連携の下、独居老人等を見守る活動を石川県の地域見守りネットワークへの加盟も含め、事業を通じ取り組んでいます。
- ② 年金友の会の活動を通して、地域の方々の交流と健康増進のお手伝いをしています。
- ③ 組合員のくらしの利便性向上やJAネットバンク等非対面チャネルの利用促進のため、スマホ体験教室を開催しています。
- ④ 各支店において、定期的なローン相談会・年金無料相談会を開催しています。
- ⑤ 女性部活動の一環として、カルチャー活動のほか、加工部会を通じた地元産食材を使った加工食品の商品化と地域の食文化の発信に取り組んでいます。
- ⑥ 青壮年部活動の一環としては、「カーブミラー清掃」「粗大ごみ回収」など、地域内におけるボランティア活動に積極的に参加しています。
- ⑦ 「熊田川清掃」など、地域内における様々なボランティア活動に積極的に参加しています。
- ⑧ 支店協同活動「朝市(一)、あぐりスクール、支店ふれあい祭り等」を通して、地域コミュニティの活性化に取り組んでいます。
- ⑨ 組合員講座を開講し、正しい協同組合活動の理解醸成に取り組んでいます。
- ⑩ JAN、ホームページ、SNSでの様々なイベント等の広報活動を行うことや、SDGsへ取り組むことで地域にとって必要とされるJAをめざし信頼と共感づくりに取り組んでいます。
- ⑪ 国消国産・地産地消・食農教育・農福連携の活動として関係機関と連携し、様々なイベントへの参加等を通じて管内農業や農産物の普及・振興に努めています。

4. 事業の概況(令和7年度)

◇全体的な概況〔取り組みとその結果・実績及び対処すべき課題〕

令和7年度は、永らく続いたマイナス金利政策が解除され、4月以降徐々に金利を実感する事業環境となりました。引き続き深刻な人口減少と高齢化に直面しております。日本の人口は減少し、特に地方では過疎化が進行しています。労働力の減少が企業活動に影響を与えており、高齢化社会に伴う医療・介護需要の増大が課題となっています。国際的な視点では、米中関係やアジア地域の緊張が続く中、日本は経済や安全保障の面で独自の立場を模索しています。

また、米の価格については、気候変動や国際的な影響、国内の消費動向など複数の要因が絡み合い、今後も変動していくことが予測されます。

このような環境下、令和8年2月に創立50周年記念式典を盛大に開催し、これまで当JAの発展に寄与していただいた組合員、関係者に感謝するとともに、これからも地域と組合員とともに歩み、地域農業の振興と地域の活性化に努めることを確認しました。

令和7年度は、第9次中期経営計画の初年度として、「すべては、地域と組合員とともに」をメインテーマのもと、「地域農業の振興」、「持続可能な経営基盤の確立」、「組織基盤強化」、「人的資本経営」の4つの目標を設定し取り組みを進めてきました。

とりわけ、組織基盤強化においては、新たな取り組みとして広報力の強化を掲げ、読みやすく親しまれる広報誌を目指し「JAN」をリニューアルするとともに、InstagramやLINEといったSNSの

充実を図り、消費者等広範なＪＡファンを獲得すべく情報発信力を高めました。

また、県下でも先駆的取り組みである「組合員講座」を開講しＪＡ組織への理解と将来のＪＡ組織リーダーの育成に取り組みました。

あわせて、ＪＡの総合事業を活用し、組合員の税務・相続・事業承継などをサポートすることを目的に資産管理事業に取り組むこととしました。

以上の取り組みによって、事業活動の成果である事業総利益は 1,227 百万円（計画 1,176 百万円）、事業利益については 171 百万円（計画 45 百万円）と計画を上回り、当期剰余金は 159 百万円（計画 31 百万円）を確保することができました。この結果、経営の健全性を示す自己資本比率は、30.92%（前年 30.74%）と高い水準を維持し、着実に財務基盤の強化を進めることができました。

◇信用事業〔活動・実績〕

農業と地域社会に貢献する金融機関として、組合員・地域の皆様のニーズに応え、安心してご利用いただけるよう業務機能の拡充と相談機能の強化に取り組みました。

◇共済事業〔活動・実績〕

組合員・利用者・地域の皆様へ『ひと・いえ・くるまの総合保障』の提供を通じた豊かな暮らしと活力ある地域共生社会の実現及び総合事業を活かした次世代との接点構築と新たな仲間づくりに取り組みました。

◇農業関連事業〔活動・実績〕

令和 7 年産米は米集荷競争の激化により米価が高騰したことで、農業経営の改善に大きく寄与しました。反面、消費者のコメ離れや外米の輸入増加など、消費減退による過剰在庫対策が喫緊の問題となっています。このような中、引き続き、水田フル活用による大麦・大豆・園芸品目の生産拡大と実需とマッチした米の契約栽培による販売力強化に取り組みました。また、農業経営コンサルをＴＡＣと金融共済部との連携で行うことで農業者の経営の安定化に取り組みました。

◇生活関連事業〔活動・実績〕

物価の高止まりなど、厳しい事業環境の中、今年度より 3 ＪＡ（能美・加賀・小松市）合同の広域物流を展開し、ＪＡグリーンを肥料・農薬の自己取り拠点としたことで取扱いの増加に繋がりました。また、燃料事業では価格競争激化に備え、各種キャンペーンの展開に取り組みました。自動車事業では、エンジンオイル交換時期案内を継続し、併せてオイル交換割引サービスを実施継続したことで、利用者様の満足度向上に繋がりました。

◆対処すべき重要な課題

① 自己改革に関する取り組み

当組合では自己改革に関する基本目標として、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化を掲げています。

農業者と組合員の減少、農産物の価格・消費・流通構造の急激な変化、高齢化・人口減少による人手不足・地域社会の疲弊等の厳しい環境変化のなか、「ＪＡ本来の役割」を再認識し役職員全員が経営方針のもと基本目標を達成するため、今まで以上の創意工夫により、積極的に新たな事業展開に取り組んでまいります。

なお、当事業年度における農業所得の増大に関する事項並びに組合の事業運営等に対する准組合員の意見等の反映及び事業の利用に関する事項については、「自己改革工程表」に記載してあります。

② 地域農業の振興（持続可能な農業の実現に向けて）

安全・安心な農産物の生産拡大を図るため、多様な農業者を育成するとともに、農業者の所得増大に取り組み、地域農業の振興と地域の活性化に努めます。

③ 持続可能な経営基盤の確立

組合員と地域の利用者が安心して利用できる組織であり続けるために、自己改革を進める中で、事業機能と財務基盤を強化して、持続可能な経営基盤の確立を目指します。

④ 組織基盤強化（アクティブ・メンバーシップの確立と仲間づくり）

支店における協同活動を通して組合員との関係を深めるとともに、女性・青年をはじめとした多様な層からの新たな組合員加入を促進し、価値観を共有する仲間づくりを進めます。

⑤ 人的資本経営（人材育成）

職員という人材を、使えばなくなる「資源」や、人件費という「コスト」ではなく「資本」として捉え、その価値を最大化するための適切な環境を整備するとともに、自律的に行動する職員の育成に取り組みます。

◇業務の適正を確保するための体制

当組合では、法令遵守等の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。

今年度の運用状況の概要は、各項目下段に、「運用状況について」と記載のあるとおりです。

内部統制システム基本方針

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- (2) 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- (3) 内部監査部署を設置し、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。内部監査の結果、改善要請を受けた部署については、速やかに必要な対策を講じる。
- (4) 「マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- (5) 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度を活用し、法令違反等の未然防止に努める。
- (6) 監事監査、内部監査、会計監査人が適正な監査を行えるよう、三者が密接に連絡できる体制を整備する。
- (7) 業務上知り得た当組合の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

(運用状況について)

組合の地域特性・組合員ニーズ等に応じて独自の経営理念を定め、中期計画等に反映して役職員に周知徹底し実行している。

コンプライアンス基本方針及びコンプライアンスプログラムを定め、研修会の開催や自店検査、人事ローテーション、職場離脱等の諸制度を適切に実施している。

内部監査の実施により業務運営にかかる問題点が把握され、その改善取組みについての的確な進捗管理により実践している。

また、役員による重要性の理解と陣頭指揮のもと、現業部署・リスク管理部署・内部監査部署が連携して反社会的勢力排除や金融犯罪防止にあたっている。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- (2) 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存・管理する。
- (3) サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対応を実施する。

(運用状況について)

情報セキュリティに係る基本方針及び個人情報保護方針に基づき、重要情報を一元的に管理し、重要性に応じてリスクへの対応を図っている。また、サイバーセキュリティ対策として、インターネット接続環境と業務ネットワークの分離、ホームページ Web サイト改ざん検知の導入、連絡体制の構築及び Firewall の脆弱性管理を行っている。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- (2) 組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

(運用状況について)

リスク管理基本方針を策定し、組合をとりまくリスクの把握に努めるとともに理事会で定期的に協議・検討を行っている。

リスク管理委員会を設置し、重要なリスクの特定と対応状況の管理に努めるとともに、取組状況を定期的に理事会に報告している。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- (2) 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

(運用状況について)

中期経営計画及び事業計画を策定し、その進捗状況を月次で把握している。人材育成指針を策定し、中長期的な視点から人材育成に取り組んでいる。

定期的に収支シミュレーションを実施し、経営改善に取り組んでいる。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するために必要な体制を整備する。
- (2) 監事と定期的な協議を実施し、十分な意思疎通を図る。
- (3) 内部監査担当部署に対して監事と十分な連携を行うよう指示する。

(運用状況について)

理事と監事は、業務の運営や課題等について、定期的に協議を行っている。内部監査部署には監事との十分な連携を指示し、監事監査の実効性確保を支援している。

6. 組合における業務の適正を確保するための体制

- (1) 各業務が適正かつ効率的に執行されるよう、規程やマニュアル、業務フロー等の業務処理に係る内部統制を整備する。
- (2) 業務処理に係る内部統制が運用されるよう、定期的な検証と是正を行う。

(運用状況について)

各業務について統一的な事務手続きを定めることにより内部統制を整備し、職員への研修の実施や内部監査・自店検査の実施によりそれらの定着及び高度化を図っている。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- (1) 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- (2) 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- (3) 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- (4) 「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任」をディスクロージャー誌に記載して表明する。

(運用状況について)

経理規程を定め、適切な会計処理の選択、会計上の見積りを行うことに努めており、会計処理にあたっては業務システムと連携した会計システムが構築されている。

財務情報の開示にあたり、決算業務にかかる体制を整備するとともに、内部監査等により財務諸表等の正確性を維持する仕組みが構築されている。

以上

5. リスク管理の状況

◇リスク管理体制等

〔リスク管理基本方針〕

健全性の高いJA経営を確保し、組合員・利用者の皆さまの信頼性を継続的に高めていくため、JAでは総合リスク管理規程を定め、JAが直面する重要なリスクを特定し、JA全体としての最適な対応について組織を挙げて取り組むこととしています。また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

①与信リスク管理

与信リスクとは、融資や未収金取引などの与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、JAが損失を被るリスクのことです。個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総務部リスク管理課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。また、経済事業において未収金取引を行う場合についても取引先の財務状況を勘案して実施していくこととしています。貸出債権・経済事業債権について資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②余裕金運用リスク管理

1) 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用状況については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

2) 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

③業務運営リスク管理

業務運営リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステム操作が不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

収益発生を意図し能動的な要因により発生する与信リスクや余裕金運用リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクを意味します。業務運営リスクについては事務手続きにかかる各種規程を理事会等で定め、業務の多様化や事務量の増加に対応して正確な事務処理を行うため、事務マニュアルを整備するとともに自店検査を実施しています。その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、再発防止策の実施によりリスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

④システムリスク管理

システムリスクとは、外部からのサイバー攻撃等によるコンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、内部規程・マニュアルなどを策定しています。

⑤会計リスク管理

ＪＡは作成する計算書類等について監査法人の監査を受監し、国内で適用される各種の会計実務指針を遵守した会計処理を実施しています。会計基準の厳格な適用により、ＪＡが意図しない多額の会計上の損失を計上するリスクについては、会計監査法人とのコミュニケーションを適宜行うことにより毎年度の決算方針を明らかにすることにより対処しています。

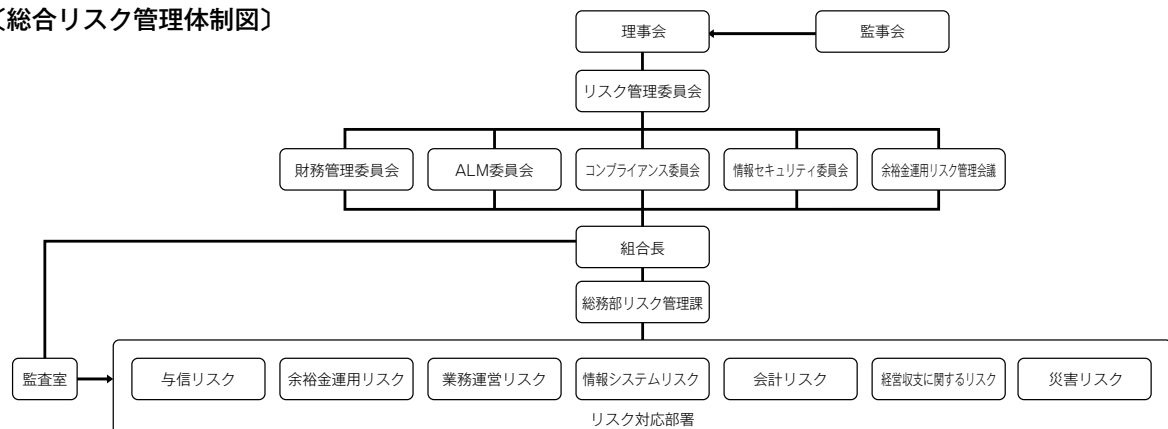
⑥経営収支に関するリスク管理

監督官庁が行う早期警戒制度において、ＪＡが存続するためには中長期的な収支の確保の見通しについて実現可能性を対外的に説明することが求められており、監督官庁より実現可能性について理解が得られない場合にはＪＡの存続が困難となるリスクがあります。ＪＡでは毎年度中長期的な収支シミュレーションを実施し、将来的な収支確保の具体策を策定して着実な実践を行うための体制を構築して実現に取り組んでいます。

⑦災害リスク管理

国内における自然災害や疫病の感染拡大などの災害リスクに対して、各企業体はそれらの発生の対応や事業継続について予め準備しておくことが求められています。当ＪＡでは事業継続計画（ＢＣＰ）を策定して、災害発生時の対応方法について定めるとともに、平時より発生時対応に向けた訓練の実施や備蓄品の確保に取り組んでいます。

〔総合リスク管理体制図〕



◇法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス管理者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口を設置しています。

〔個人情報保護方針〕

当 JA は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当 JA の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当 JA は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第 2 条第 1 項、第 2 項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当 JA は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取り扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第 2 条第 8 項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当 JA は、個人情報の取り扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当 JA は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当 JA は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第 2 条第 6 項が規定する、個人情報データベース等（保護法第 2 条第 4 項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取り扱い

当 JA は、匿名加工情報（保護法第 2 条第 9 項）の取り扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

6. 第三者提供の制限

当 JA は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当 JA は、番号利用法第 19 条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当 JA は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上、必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者への提供は、致しません。

8. 開示・訂正等

当 JA は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。保有個人データとは、保護法第 2 条第 7 項に規定するデータをいいます。

9. 質問・苦情窓口

当 JA は、取扱う個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当 JA は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

〔情報セキュリティ基本方針〕

当 JA は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当 JA は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT 基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当 JA は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当 JA は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当 JA は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当 JA は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

〔金融商品の勧誘方針〕

当 JA は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまの立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除く、組合員・利用者の皆さまにとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

◇金融 ADR 制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当 JA では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JA バンク・JF マリンバンク相談所や JA 共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

（当 JA の苦情等受付窓口（電話：0761-57-3505（月～金 8時30分～17時））

② 紛争解決措置の内容

当 JA では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

金沢弁護士会紛争解決センター（電話：076-221-0242）

（信用事業の紛争解決措置利用にあたっては、①の窓口または JA バンク相談所（電話：03-6837-1359）にお申し出下さい。）

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）<https://www.jcia.or.jp/advisory/>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構 <https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター <https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター <https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士保険ADR

(<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>)

(各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。)

◇内部監査体制

当 JA では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、当 JA の本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取組状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとされていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

◇金融円滑化体制

〔金融円滑化基本方針〕

当 JA では、平成 21 年 12 月金融円滑化法施行以来、金融円滑化にかかる基本方針を定め、貸付条件変更申込があった取引先に対して、キャッシュフロー検証や対象中小企業等の業況・特性も踏まえた審査により、対応処理してきました。

金融円滑化法は平成 25 年 3 月末に期限を迎えましたが、今後もこの方針に基づき、お客様からのご相談等により一層丁寧な対応を心掛けてまいります。

6. 事業のご案内

〔信用事業〕

信用事業は、貯金・融資・為替決済などの金融サービスを提供することにより農業をはじめ地域社会の発展に貢献しています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、JA バンクとして大きな力を発揮しています。

1. 貯金業務

組合員はもちろん地域住民の皆さまや事業主の皆さまにもお気軽にご利用いただけるよう貯金の種類として当座貯金・普通貯金・貯蓄貯金・定期貯金・定期積金などの各種貯金を目的・期間にあわせてご利用いただいております。

2. 融資業務

組合員への融資を始め、地域の皆さまの暮らしや、事業に必要な資金をご融資しています。また、地方公共団体・農業関連産業などへも融資し、地域経済の発展に貢献しています。さらに、(株)日本政策金融公庫(旧農林公庫)等の融資の申し込みのお取り次ぎもしています。

3. 為替決済業務

全国の JA をはじめ、すべての民間金融機関とオンライン提携し、送金・振込・代金取立等の内国為替業務を行っております。

貯金ネットサービスは都銀・地銀をはじめとする民間金融機関と CD オンライン提携しており全国の金融機関の CD・ATM 利用が可能となっております。

また、給与・年金等口座振替業務についてもお取り扱いしております。

4. 国債の窓口販売業務

個人向け国債及び中・長期利付国債の窓販業務を行っております。

〔共済事業〕

JA 共済は、JA が行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆さまの生命・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

JA 共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

長期共済 終身共済、定期生命共済、養老生命共済、こども共済、医療共済、がん共済、定期医療共済、介護共済、年金共済、生活障害共済、特定重度疾病共済、認知症共済、建物更生共済

短期共済 火災共済、自動車共済、傷害共済、賠償責任共済、農業賠償責任共済、自賠責共済

〔経済事業〕

JA は信用・共済事業の他に、農業から生活までに関わるさまざまな事業を行っています。

1. 農業に関わる事業

JA は肥料や農薬、ハウス資材、農機具等の生産資材の販売、米や野菜などの農産物の生産・販売、育苗センター・ライスセンター・カンントリーエレベーター・選果場等の農業関連施設の利用事業、営農指導・相談を行っています。

2. 生活に関わる事業

JA は日用品・プロパンガス・ガソリン・車など生活に関わる用品を販売しています。また、旅行の手配や生活福祉事業(健康管理活動・生きがいきづくり活動)を行っています。

Ⅰ 決算の状況

1. 貸借対照表

科 目 (資産の部)	資 産	
	令和6年度	令和7年度
1. 信用事業資産	76,645,812	74,684,789
(1) 現金	172,475	199,381
(2) 預金	56,000,780	50,641,004
系統預金	55,495,678	49,637,216
系統外預金	505,101	1,003,787
譲渡性預金	—	—
(3) 買入金銭債権	—	—
(4) 商品有価証券	—	—
(5) 金銭の信託	—	—
(6) 有価証券	4,963,153	5,859,749
(7) 貸出金	15,431,901	17,839,452
(8) その他の信用事業資産	81,263	146,709
未収収益	59,565	128,118
その他の資産	21,698	18,591
(9) 債務保証見返	—	—
(10) 貸倒引当金	△3,761	△1,508
2. 共済事業資産	12,538	14,794
(1) 共済貸付金	—	—
(2) 共済未収利息	—	—
(3) その他の共済事業資産	12,538	14,794
(4) 貸倒引当金	—	—
3. 経済事業資産	867,379	1,461,963
(1) 受取手形	—	—
(2) 経済事業未収金	250,288	233,421
(3) 経済受託債権	314,425	696,140
(4) 棚卸資産	287,335	470,691
購買品	224,700	393,855
その他の棚卸資産	62,634	76,836
(5) その他の経済事業資産	15,330	61,711
(6) 貸倒引当金	0	△2
4. 雑資産	97,064	97,007
5. 固定資産	1,756,978	1,739,341
(1) 有形固定資産	1,755,671	1,737,131
建物	2,695,956	2,717,014
機械装置	1,072,778	1,118,664
土地	705,773	705,690
リース資産	59,112	59,112
建設仮勘定	—	—
その他の有形固定資産	1,080,465	1,067,171
減価償却累計額	△3,858,413	△3,930,522
(2) 無形固定資産	1,306	2,210
リース資産	—	—
その他の無形固定資産	1,306	2,210
6. 外部出資	2,897,733	2,897,733
(1) 外部出資	2,897,733	2,897,733
系統出資	2,809,059	2,809,059
系統外出資	88,674	88,674
子会社等出資	—	—
(2) 外部出資等損失引当金	—	—
7. 前払年金費用	86,167	120,337
8. 繰延税金資産	86,455	135,206
9. 再評価に係る繰延税金資産	—	—
10. 繰延資産	—	—
資産の部合計	82,450,129	81,151,175

負債及び純資産		
科 目	令和6年度	令和7年度
(負債の部)		
1. 信用事業負債	73,362,914	71,906,543
(1) 貯金	73,056,770	71,568,829
(2) 譲渡性貯金	—	—
(3) 借入金	117	—
(4) その他の信用事業負債	306,026	337,713
未払費用	22,054	60,345
その他の負債	283,971	277,367
(5) 債務保証	—	—
2. 共済事業負債	801,973	656,390
(1) 共済借入金	—	—
(2) 共済資金	611,766	468,391
(3) 共済未払利息	—	—
(4) 未経過共済付加収入	184,241	182,444
(5) 共済未払費用	5,429	4,647
(6) その他の共済事業負債	535	907
3. 経済事業負債	843,923	1,206,002
(1) 支払手形	—	—
(2) 経済事業未払金	327,507	327,260
(3) 経済受託債務	483,385	839,688
(4) その他の経済事業負債	33,031	39,054
4. 設備借入金	—	—
5. 雑負債	166,549	172,546
(1) 未払法人税等	8,256	27,975
(2) リース債務	38,631	32,128
(3) 資産除去債務	—	10,563
(4) その他の負債	119,661	101,878
6. 諸引当金	65,268	68,568
(1) 賞与引当金	39,770	38,630
(2) 退職給付引当金	—	—
(3) 役員退職慰労引当金	25,498	29,938
(4) ポイント引当金	—	—
7. 繰延税金負債	—	—
8. 再評価に係る繰延税金負債	—	—
負債の部合計	75,240,629	74,010,050
(純資産の部)		
1. 組合員資本	7,432,432	7,507,325
(1) 出資金	1,252,500	1,241,150
(2) 再評価積立金	—	—
(3) 資本準備金	—	—
(4) 利益剰余金	6,187,222	6,274,605
利益準備金	2,552,180	2,552,180
その他利益剰余金	3,635,042	3,722,425
任意積立金	3,263,440	3,266,802
リスク管理積立金	1,826,496	1,829,858
農業経営基盤積立金	—	—
施設整備積立金	—	—
記念事業積立金	—	—
福祉事業積立金	—	—
税効果積立金	—	—
宅地等供給事業積立金	—	—
農業経営事業積立金	—	—
特別積立金	1,436,943	1,436,943
当期末処分剰余金	371,602	455,623
(うち当期剰余金)	(151,485)	(159,081)
(5) 処分未済持分	△7,290	△8,430
2. 評価・換算差額等	△222,932	△366,200
(1) その他有価証券評価差額金	△222,932	△366,200
(2) 土地再評価差額金	—	—
純資産の部合計	7,209,499	7,141,124
負債及び純資産の部合計	82,450,129	81,151,175

※千円未満端数処理により合計が合わない場合があります。

2. 損益計算書

科 目	令和6年度	令和7年度
1. 事業総利益	1,159,430	1,227,393
事業収益	3,966,766	4,129,609
事業費用	2,807,336	2,902,215
(1) 信用事業収益	461,648	611,097
資金運用収益	426,567	575,871
(うち預金利息)	(223,025)	(346,008)
(うち有価証券利息)	(37,032)	(67,052)
(うち貸出金利息)	(129,452)	(162,809)
(うちその他受入利息)	(37,056)	(0)
役務取引等収益	25,389	25,290
その他事業直接収益	—	—
その他経常収益	9,692	9,936
(2) 信用事業費用	127,822	233,867
資金調達費用	29,008	84,639
(うち貯金利息)	(25,407)	(81,468)
(うち給付補填備金繰入)	(1,183)	(1,103)
(うち譲渡性貯金利息)	(—)	(—)
(うち借入金利息)	(10)	(1)
(うちその他支払利息)	(2,406)	(2,065)
役務取引等費用	8,206	8,447
その他事業直接費用	—	46,556
その他経常費用	90,607	94,224
(うち貸倒引当金繰入額)	(—)	(—)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△1,510)	(△2,253)
(うち貸出金償却)	(—)	(—)
信用事業総利益	333,825	377,230
(3) 共済事業収益	426,476	430,454
共済付加収入	387,842	384,485
共済貸付金利息	—	—
その他の収益	38,633	45,968
(4) 共済事業費用	24,818	25,796
共済借入金利息	—	—
共済推進費	8,246	7,971
共済保全費	637	845
その他の費用	15,935	16,979
(うち貸倒引当金繰入額)	(—)	(—)
(うち貸倒引当金戻入益)	(—)	(—)
(うち貸倒金償却)	(—)	(—)
共済事業総利益	401,657	404,657
(5) 購買事業収益	2,738,149	2,745,467
購買品供給高	2,599,954	2,596,876
購買手数料	28,549	29,052
修理サービス料	85,493	90,389
その他の収益	24,152	29,149
(6) 購買事業費用	2,434,905	2,431,057
購買品供給原価	2,289,919	2,274,907
購買供給費	104,620	120,900
修理サービス費	—	—
その他の費用	40,365	35,249
(うち貸倒引当金繰入額)	(—)	(2)
(うち貸倒引当金戻入益)	(5)	(—)
(うち貸倒損失)	(—)	(—)
購買事業総利益	303,243	314,410
(7) 販売事業収益	109,724	105,029
販売品販売高	4,151	1,069
販売手数料	95,416	94,193
その他の収益	10,156	9,765
(8) 販売事業費用	30,531	28,228
販売品販売原価	3,464	903
販売費	—	—
検査経費	500	545
その他の費用	26,565	26,779
(うち貸倒引当金繰入額)	(—)	(—)
(うち貸倒引当金戻入益)	(—)	(—)
(うち貸倒損失)	(—)	(—)
販売事業総利益	79,193	76,801

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
(9)保管事業収益	38,444	37,111
(10)保管事業費用	24,597	22,329
保管事業総利益	13,846	14,781
(11)加工事業収益	23,707	20,982
(12)加工事業費用	18,888	17,948
加工事業総利益	4,818	3,033
(13)利用事業収益	265,173	286,516
(14)利用事業費用	221,730	229,737
利用事業総利益	43,442	56,778
(15)その他事業収益	261	248
(16)その他事業費用	—	—
その他事業総利益	261	248
(17)指導事業収入	2,089	2,960
(18)指導事業支出	22,950	23,508
指導事業収支差額	△20,860	△20,548
2. 事業管理費	1,032,573	1,055,431
(1)人件費	783,057	775,250
(2)業務費	59,655	76,340
(3)諸税負担金	32,802	34,148
(4)施設費	153,782	167,424
(5)その他費用	3,276	2,267
事業利益	126,856	171,961
3. 事業外収益	59,692	23,321
(1)受取雑利息	56	28
(2)受取出資配当金	49,350	19,635
(3)賃貸料	2,121	1,945
(4)償却債権取立益	—	—
(5)雑収入	8,163	1,712
4. 事業外費用	—	—
(1)支払雑利息	—	—
(2)貸倒損失	—	—
(3)寄付金	—	—
(4)賃貸費用	—	—
(5)雑損失	—	—
(うち貸倒引当金繰入額)	(—)	(—)
(うち貸倒引当金戻入益)	(—)	(—)
経常利益	186,548	195,283
5. 特別利益	20,035	6,091
(1)固定資産処分益	8,622	—
(2)一般補助金	4,498	—
(3)特定資産特別勘定戻入	—	—
(4)その他の特別利益	6,915	6,091
6. 特別損失	25,963	2,289
(1)固定資産処分損	20,445	2,206
(2)固定資産圧縮損	4,498	—
(3)減損損失	—	82
(4)その他の特別損失	1,020	—
税引前当期利益	180,620	199,085
法人税、住民税及び事業税	16,184	31,985
法人税等調整額	12,950	8,019
法人税等合計	29,134	40,004
当期剰余金	151,485	159,081
当期首繰越剰余金	209,049	249,903
会計方針の変更による累積的影響額	—	—
遡及処理後当期首繰越剰余金	—	—
リスク管理積立金取崩額	—	46,638
税効果積立金取崩額	11,066	—
記念事業積立金取崩額	—	—
当期末処分剰余金	371,602	455,623

※千円未満端数処理により合計が合わない場合があります。

3. キャッシュ・フロー計算書

科 目	令和6年度	令和7年度
1.事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益(又は税引前当期損失)	180,620	199,085
減価償却費	111,952	123,050
減損損失	—	82
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△1,515	△2,251
賞与引当金の増減額(△は減少)	△1,200	△1,140
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△32,984	△34,169
その他引当金等の増減額(△は減少)	1,372	4,440
信用事業資金運用収益	△425,138	△574,259
信用事業資金調達費用	29,008	84,639
共済貸付金利息	—	—
共済借入金利息	—	—
受取雑利息及び受取出資配当金	△49,368	△19,636
支払雑利息	—	—
為替差損益	—	—
有価証券関係損益(△は益)	△1,429	44,944
固定資産売却損益(△は益)	△8,622	2,206
外部出資関係損益(△は益)	—	—
賃貸資産に係る減価償却費	—	—
固定資産圧縮損	4,498	—
固定資産処分費用	20,445	—
資産除去債務関連損益	—	—
一般補助金収益	△4,498	—
特定資産特別勘定関係損益	—	—
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増減(△)	△2,977,791	△2,407,550
預金の純増減(△)	5,330,000	5,200,000
貯金の純増減(△)	△878,914	△1,487,940
信用事業借入金の純増減(△)	△586	△117
その他信用事業資産の純増減(△)	10,901	3,109
その他信用事業負債の純増減(△)	140,307	△6,088
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増減(△)	—	—
共済借入金の純増減(△)	—	—
共済資金の純増減(△)	207,864	△143,375
その他共済事業資産の純増減(△)	△9,033	△2,255
その他共済事業負債の純増減(△)	2,144	△2,207
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増減(△)	△26,545	42,416
経済受託債権の純増減(△)	△124,240	△381,715
棚卸資産の純増減(△)	41,399	△183,355
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	64,771	△246
経済受託債務の純増減(△)	175,126	356,302
その他経済事業資産の純増減(△)	3,644	△46,381
その他経済事業負債の純増減(△)	43,476	△19,527

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
(その他の資産及び負債の増減)		
その他資産の純増減(△)	6,272	12,534
その他負債の純増減(△)	31,345	△6,364
未払または未収消費税の純増減(△)	△2,335	△23,896
信用事業資金運用による収入	402,055	505,704
信用事業資金調達による支出	△20,653	△46,863
共済貸付金利息による収入	—	—
共済借入金利息による支出	—	—
事業分量配当金の支払額	△42,199	△59,321
小 計	2,200,151	1,129,851
雑利息及び出資配当金の受取額	49,368	19,636
雑利息の支払額	—	—
法人税等の支払額	△30,789	△12,266
事業活動によるキャッシュ・フロー	2,218,730	1,137,221
2.投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△2,199,405	△1,194,600
有価証券の売却等による収入	—	53,020
金銭の信託の増加による支出	—	—
金銭の信託の減少による収入	—	—
固定資産の取得による支出	△86,658	△97,140
固定資産の売却による収入	8,622	—
補助金の受入による収入	4,498	—
外部出資による支出	—	2,206
外部出資の売却等による収入	—	—
固定資産の処分に伴う支出	△20,445	—
資産除去債務の履行による支出	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,293,389	△1,238,720
3.財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入れによる収入	—	—
設備借入れの返済による支出	—	—
出資の増額による収入	34,860	39,810
出資の払戻しによる支出	△52,610	△51,160
回転出資金の受入による収入	—	—
回転出資金の払戻しによる支出	—	—
持分の取得による支出	△7,290	△6,350
持分の譲渡による収入	3,020	5,210
リース債務の返済による支出	△6,502	△6,502
出資配当金の支払額	△12,600	△12,377
財務活動によるキャッシュ・フロー	△41,122	△31,369
4.現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5.現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	△115,782	△132,869
6.現金及び現金同等物の期首残高	536,037	420,255
7.現金及び現金同等物の期末残高	420,255	287,386

※千円未満端数処理により合計が合わない場合があります。

4. 注記表（令和7年度）

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法
・満期保有目的の債券……償却原価法(個別法による定額法)
・その他の有価証券
イ. 時価のあるもの……時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
ロ. 市場価格のない株式等……移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
・購買品(生産資材・燃料等)……総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
・購買品(農機・自動車)……個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
・購買品(小売店舗品・部品等)……売価還元法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
・その他の棚卸資産……主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除く)
定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物 10年～50年 機械装置 2年～20年

- ② 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法を採用しています。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
自組合利用のソフトウェア 5年

- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、次のとおり計上しています。
正常先債権及び要注意先債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。
破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てています。このうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当組合の貸出シェアで按分した金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。
実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引き当てています。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、総務部リスク管理課が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査及び監事の監査を受けております。

- ② 賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

- ③ 退職給付引当金及び前払年金費用
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

- ④ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は販売先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗に応じて収益を認識しております。

④ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、商品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・農産物直売所等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額が千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。
よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。
ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。
また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,456,756千円であり、その内訳は次のとおりです。

① 建物	496,272千円
② 機械装置	445,102千円
③ 土地	14,421千円
④ その他の有形固定資産	500,960千円

(2) 担保に供している資産

系統定期預金1,000,000千円を為替決済の担保に、系統外定期預金3,000千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

(3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事および監事に対する金銭債権の総額	64,529千円
理事および監事に対する金銭債務の総額	ありません

(4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計金額
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は5,260千円、危険債権額は4,549千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権はありません。
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は9,809千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金額控除前の金額です。

3. 損益計算書に関する注記

(1) 減損会計に関する注記

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店・施設ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店及び農業関連施設等の共同利用施設については、独立したキャッシュフローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュフローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類
旧久常給油所跡地	遊 休	土 地

② 減損損失の認識に至った経緯
旧久常給油所跡地については、遊休資産とされ早期処分対象であることから処分可能価額で評価し、帳簿価額との差額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳
旧久常給油所跡地 82千円(土地 82千円)

④ 回収可能価額の算定方法
旧久常給油所跡地の固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は、固定資産税評価額に基づき算定しております。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針
当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の団体などへ貸付け、残った余裕金を石川県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。
また、有価証券は債券であり、満期保有目的および純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制
イ. 信用リスクの管理
当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総務部リスク管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュフローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など

厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳格に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当規程に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ. 市場リスクの管理
当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したA L Mを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やA L Mなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するA L M委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門(金融共済部金融課)は、理事会で決定した運用方針及びA L M委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門(金融共済部金融課)が行った取引については、リスク管理部門(総務部リスク管理課)が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)
当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。
金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が68,763千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。
また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理
当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項
① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等
当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)			
	貸借対照表計上額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B) - (A)
預 金	50,641,004	50,422,040	△ 218,963
有 価 証 券	5,859,750	5,536,648	△ 323,102
満期保有目的の債権	3,999,490	3,676,388	△ 323,102
その他有価証券	1,860,260	1,860,260	—
貸 出 金	17,839,452		
貸 倒 引 当 金	△ 1,508		
貸倒引当金控除後	17,837,943	16,313,311	△ 1,524,632
資 産 計	74,338,698	72,272,000	△ 2,066,698
貯 金	71,568,829	71,165,142	△ 403,687
負 債 計	71,568,829	71,165,142	△ 403,687

(注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

また、デリバティブを内包した期日前解約特約付預金は、取引金融機関から提示された時価により算定しております。

ロ. 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

ハ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。なお、デリバティブを内包した期日前解約特約付貸出金は、取引金融機関から提示された時価により算定しております。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

イ. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

		(単位：千円)
		貸借対照表計上額
外	部 出 資	2,897,733

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

							(単位：千円)
	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超	
預 金	49,641,004	—	—	—	—	—	1,000,000
有 価 証 券	—	—	100,000	450,000	400,000	5,450,000	
満期保有目的の債券	—	—	100,000	450,000	400,000	3,050,000	
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	—	—	2,400,000	
貸 出 金	1,670,366	923,205	917,501	870,399	793,828	12,658,890	
合 計	51,311,370	923,205	1,017,501	1,320,399	1,193,828	19,108,890	

(注1) 貸出金のうち、当座貸越75,010千円については「1年以内」に含めています。

(注2) 貸出金のうち三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等5,260千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

						(単位：千円)
	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯 金	60,240,401	5,863,068	4,784,356	343,805	184,594	152,603

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

5. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

		貸借対照表計上額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B) - (A)
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地 方 債	2,899,489	2,624,700	△ 274,789
	社 債	1,100,000	1,051,688	△ 48,312
合 計		3,999,489	3,676,388	△ 323,101

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

		貸借対照表計上額 (A)	取得原価又は償却原価 (B)	差 額 (A) - (B)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	1,769,620	2,271,570	△ 501,950
	地 方 債	90,640	100,000	△ 9,360
合 計		1,860,260	2,371,570	△ 511,310

(2) 当年度中に売却したその他有価証券

当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
国 債	53,020	—	46,556

(3) 当年度中において、保有目的が変更となった有価証券

当年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

6. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため全共連との契約による確定給付型年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金及び前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

		(単位：千円)
期首における前払年金費用(△)	△ 86,167	
退 職 給 付 費 用	34,157	
退 職 給 付 の 支 払 額	△ 49,308	
確定給付企業年金制度への拠出金	△ 19,018	
期末における前払年金費用(△)	△ 120,337	

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

		(単位：千円)
退 職 給 付 債 務	690,265	
確 定 給 付 型 年 金 制 度	△ 810,603	
未 積 立 退 職 給 付 債 務	△ 120,337	
前 払 年 金 費 用 (△)	△ 120,337	

(4) 退職給付に関連する損益

		(単位：千円)
簡便法で計算した退職給付費用	34,157	

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金9,695千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和8年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は59,718千円となっています。

7. 税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位：千円)	
	当 期
繰 延 税 金 資 産	
貸 倒 引 当 金	426
賞 与 引 当 金	10,963
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	8,496
減 損 損 失 否 認 額	11,292
未 納 事 業 税	1,928
その他有価証券評価差額金	145,109
資 産 除 去 債 務	2,997
そ の 他	5,087
繰 延 税 金 資 産 小 計	186,301
評 価 性 引 当 額	△ 12,478
繰 延 税 金 資 産 合 計 (A)	173,823
繰 延 税 金 負 債	
全農統合に係る合併交付金	△ 4,464
前 払 年 金 費 用	△ 34,151
繰 延 税 金 負 債 合 計 (B)	△ 38,616
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	135,206

(2)法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位：%)	
	当 期
法 定 実 効 税 率	27.7
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.4
評 価 性 引 当 額 の 増 減	1.2
住 民 税 均 等 割	1.6
税 額 控 除	△ 0.7
事業分量配当額の損金算入額	△ 9.1
そ の 他	△ 0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.1

8. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)
「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. その他の注記

(1)「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

①資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ. 当該資産除去債務の概要

当組合の一部の施設に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。

ロ. 当該資産除去債務の金額の算定方法

重要性が乏しいことから、時の経過による調整を行っておりません。

ハ. 当該事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

・見積りの変更による増加額 10,563千円
・期末残高 10,563千円

②貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、辰口セルフ給油所、西部ライスセンター、本店職員駐車場、旧吉田支店資材庫に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該資産は当組合が事業を継続するうえで必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。

また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。

そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

(2)当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、組合員等からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、548,780千円であります。

10. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

現金及び現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

4. 注記表（令和6年度）

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法
・満期保有目的の債券……償却原価法(個別法による定額法)
・その他有価証券
イ. 時価のあるもの……………時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
ロ. 市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
・購買品(生産資材・燃料等) ……総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
・購買品(農機・自動車) ……個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
・購買品(小売店舗品・部品等) ……売価還元法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
・その他の棚卸資産……………主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除く)
定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物 10年～50年 機械装置 2年～20年

- ② 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法を採用しています。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
自組合利用のソフトウェア 5年

- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、次のとおり計上しています。
正常先債権及び要注意先債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。
破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てています。このうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当組合の貸出シェアで按分した金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。
実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引き当てています。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、総務部リスク管理課が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査及び監事の監査を受けております。

- ② 賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

- ③ 退職給付引当金及び前払年金費用
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

- ④ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

- ① 購買事業
農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

- ② 販売事業
組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は販売先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

- ③ 保管事業
組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

- ④ 加工事業
組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、商品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

- ⑤ 利用事業
カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・農産物直売所等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

- (5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

- (6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法
記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額が千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

- ① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。
よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。
ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

- ② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。
また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額
有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,468,392千円であり、その内訳は次のとおりです。

① 建物	496,272千円
② 機械装置	445,549千円
③ 土地	14,421千円
④ その他の有形固定資産	512,150千円

- (2) 担保に供している資産
系統定期預金1,000,000千円を為替決済の担保に、系統外定期預金3,000千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

- (3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務
理事および監事に対する金銭債権の総額 77,700千円
理事および監事に対する金銭債務の総額 ありません

(4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計金額
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は11,450千円、危険債権額は5,237千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は16,687千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金額控除前の金額です。

3. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の団体などへ貸付け、残った余裕金を石川県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は債券であり、満期保有目的および純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総務部リスク管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳格に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当規程に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門(金融共済部金融課)は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門(金融共済部金融課)が行った取引については、リスク管理部門(総務部リスク管理課)が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合に

は、経済価値が60,253千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)				
	貸借対照表計上額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B) - (A)	
預 金	56,000,780	55,824,191	△ 176,588	
有 価 証 券	4,963,153	4,829,145	△ 134,008	
満期保有目的の債権	3,399,433	3,265,425	△ 134,008	
そ の 他 有 価 証 券	1,563,720	1,563,720	—	
貸 出 金	15,431,901			
貸 倒 引 当 金	△ 3,761			
貸倒引当金控除後	15,428,140	14,996,369	△ 431,771	
資 産 計	76,392,073	75,649,705	△ 742,368	
貯 金	73,056,770	72,744,837	△ 311,932	
負 債 計	73,056,770	72,744,837	△ 311,932	

(注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

なお、デリバティブを内包した期日前解約特約付預金は、期間に基づく区分ごとにリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値と、取引金融機関から提示された内包されるデリバティブ部分の時価により算定しております。

ロ. 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

ハ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

イ. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- ③ 市場価格のない株式等
市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)	
	貸借対照表計上額
外 部 出 資	2,897,733

- ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)						
	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預 金	55,500,780	—	—	—	—	500,000
有 価 証 券	—	—	—	100,000	450,000	4,750,000
満期保有目的の債券	—	—	—	100,000	450,000	2,850,000
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	—	—	1,900,000
貸 出 金	915,883	815,155	834,273	781,140	731,567	11,342,431
合 計	56,416,663	815,155	834,273	881,140	1,181,567	16,592,431

(注1) 貸出金のうち、当座貸越99,881千円については「1年以内」に含めています。

(注2) 貸出金のうち三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等11,450千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- ⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)						
	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金	59,918,368	5,369,818	7,059,495	177,736	354,859	176,490

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

4. 有価証券に関する注記

- (1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

- ① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

		(単位：千円)		
		貸借対照表計上額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B) - (A)
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地 方 債	2,699,433	2,576,220	△ 123,213
	社 債	700,000	689,205	△ 10,795
合 計		3,399,433	3,265,425	△ 134,008

その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

		(単位：千円)		
		貸借対照表計上額 (A)	取得原価又は償却原価 (B)	差 額 (A) - (B)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	地 方 債	96,640	100,000	△ 3,360
	国 債	1,467,080	1,774,991	△ 307,911
合 計		1,563,720	1,874,991	△ 311,271

- (2) 当年度中に売却したその他有価証券

当年度中に売却したその他有価証券はありません。

- (3) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券

当年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

5. 退職給付に関する注記

- (1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため全共連との契約による確定給付型年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

- (2) 退職給付引当金及び前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)	
期首における前払年金費用(△)	△ 53,183
退 職 給 付 費 用	25,942
退 職 給 付 の 支 払 額	△ 38,787
確定給付企業年金制度への拠出金	△ 20,139
期末における前払年金費用(△)	△ 86,167

- (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：千円)	
退 職 給 付 債 務	719,657
確 定 給 付 型 年 金 制 度	△ 805,825
未 積 立 退 職 給 付 債 務	△ 86,167
前 払 年 金 費 用 (△)	△ 86,167

- (4) 退職給付に関連する損益

(単位：千円)	
簡便法で計算した退職給付費用	25,942

- (5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金9,898千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は70,996千円となっています。

6. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位：千円)	
	当 期
繰 延 税 金 資 産	
貸 倒 引 当 金	1,066
賞 与 引 当 金	11,000
役員退職慰労引当金	7,236
減 損 損 失 否 認 額	11,752
未 納 事 業 税	960
その他有価証券評価差額金	88,338
そ の 他	5,135
繰 延 税 金 資 産 小 計	125,490
評 価 性 引 当 額	△ 10,116
繰 延 税 金 資 産 合 計 (A)	115,374
繰 延 税 金 負 債	
全農統合に係る合併交付金	△ 4,464
前 払 年 金 費 用	△ 24,454
繰 延 税 金 負 債 合 計 (B)	△ 28,919
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	86,455

- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位：％)	
	当 期
法 定 実 効 税 率	27.7
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 3.8
評 価 性 引 当 額 の 増 減	△ 0.3
住 民 税 均 等 割	1.7
税 額 控 除	△ 1.2
事業分量配当額の損算入額	△ 9.1
税率変更に伴う繰延税金資産の修正	0.2
そ の 他	△ 0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.1

- (3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%から28.38%に変更されました。

この税率変更による影響額は軽微です。

7. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

8. その他の注記

(1)「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、辰口セルフ給油所、西部ライスセンター、本店職員駐車場、旧吉田支店資材庫に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該資産は当組合が事業を継続するうえで必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。

そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

(2)当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、組合員等からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けすることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、585,823千円であります。

9. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

現金及び現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

5. 剰余金処分計算書

(単位：千円、%)

項 目	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
1. 当期末処分剰余金	371,602	455,623
2. 剰余金処分別	121,698	183,579
(1) 利益準備金	—	—
(2) 任意積立金	50,000	100,000
リスク管理積立金	50,000	100,000
税効果積立金	—	—
特別積立金	—	—
(3) 出資配当金 (年率)	12,377 (1.0%)	18,383 (1.5%)
(4) 事業分量配当金	59,321	65,195
3. 次期繰越剰余金	249,903	272,044

注

- 出資配当は年1.5%の割合です。〔創立50周年記念配当(0.5%)含む〕
- 令和7年度は事業分量配当金として次の基準・金額を配当します。

(単位：千円)

事業分量配当の基準(項目)	計算基礎及び率	事業分量配当金額
米出荷米(主食用米)	60キログラムあたり500円	39,501
共同乾燥施設利用(主食用米)	60キログラムあたり300円	15,211
購買品取扱高(大型農機)	購買品取扱高に対し1%	1,976
定期貯金平均残高	平均残高1,000万円以上に対し0.1%	8,506

- * 大型農機とは、田植機・コンバイン・乾燥調製機・トラクター・乗用管理機・ドローンといたします。
- * 事業分量配当金額については源泉徴収前・税別となっています。

- 次期繰越剰余金には、教育、生活・文化改善の費用に充てるための繰越額8,000千円が含まれています。

- 任意積立金における目的積立金の積立目標額、取崩基準等は次のとおりです。

種類	積立目的	積立目標額	取崩基準
リスク管理積立金	貸出金等不良債権の貸倒損失等、有価証券運用の評価損・処分損、預け金の損失、固定資産の減損損失、損害賠償義務に伴う損失、訴訟等に伴う費用、地震・火災等の損害に伴う修繕費用や資本的支出、農林年金制度変更等に備える。	積立金対象資産(貸出金、未収金等の債券、有価証券等の債券、預け金、固定資産)帳簿価額の35/1000に達する額。	次の事象が発生した場合 1. 不良債権の処理 2. 有価証券処分・評価損計上 3. 預け金に係る損失の計上 4. 損害賠償義務・訴訟費用 5. 固定資産の減損損失計上 6. 地震・火災等の災害による修繕費用 7. 農林年金制度変更に伴う費用
税効果積立金	繰延税金資産の当年度増加分を自己資本に充当。	毎事業年度に算定される税効果相当額の増加額。	当期において過年度に積み立てた税効果相当額が減少する場合。

6. 部門別損益計算書

令和6年度

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	4,065,675	461,648	426,476	1,306,378	1,868,858	2,313	
事業費用 ②	2,906,245	127,822	24,818	1,049,007	1,686,589	18,006	
事業総利益③ (①－②)	1,159,430	333,825	401,657	257,370	182,269	△ 15,693	
事業管理費④	1,032,573	285,193	279,894	233,046	175,051	59,388	
(うち減価償却費⑤－1)	111,952	11,293	13,154	54,725	19,107	13,671	
(うち人件費⑤－2)	783,057	235,212	221,514	150,633	132,415	43,281	
※うち共通管理費⑥		94,002	109,929	65,505	49,509	141	△ 319,087
(うち減価償却費⑦－1)		10,685	12,756	3,300	2,620	141	△ 29,505
(うち人件費⑦－2)		47,139	55,003	36,899	27,755	—	△ 166,798
事業利益 ⑧ (③－④)	126,856	48,632	121,763	24,324	7,217	△ 75,081	
事業外収益 ⑨	59,692	31,003	15,577	11,548	1,244	318	
※うち共通分 ⑩		1,207	1,375	598	454	44	△ 3,680
事業外費用 ⑪	—	—	—	—	—	—	
※うち共通分 ⑫		—	—	—	—	—	—
経常利益⑬ (⑧＋⑨－⑪)	186,548	79,636	137,341	35,872	8,462	△ 74,763	
特別利益 ⑭	20,035	2,699	3,163	8,194	5,978	—	
※うち共通分 ⑮		2,699	3,163	2,272	1,702	—	△ 9,838
特別損失 ⑯	25,963	5,755	6,713	9,644	3,850	—	
※うち共通分 ⑰		5,755	6,713	5,146	3,850	—	21,465
税引前当期利益⑱ (⑬＋⑭－⑯)	180,620	76,580	133,790	34,423	10,590	△ 74,763	
営農指導事業分配賦額⑲				74,763		△ 74,763	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱－⑲)	180,620	76,580	133,790	△ 40,340	10,590		

※ ⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

記載金額の端数処理：金額は千円未満を切り捨てて表示しております。そのため、表中の合計が一致しないことがあります。

※ 上記（部門別損益計算書）の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しております。一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。よって、両者は一致しません。

(注)

1. 共通管理費及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

事業総利益 60%、要員数割 40% で配賦しております。

(2) 営農指導事業

農業関連事業に全額を配賦しております。

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	29%	34%	21%	16%	0%	100%
営農指導事業	—	—	100%	—	—	100%

令和7年度

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	4,239,867	611,097	430,454	1,423,713	1,771,605	2,996	
事業費用 ②	3,012,474	233,867	25,796	1,153,375	1,580,673	18,761	
事業総利益③ (①-②)	1,227,393	377,230	404,657	270,338	190,932	△ 15,765	
事業管理費④	1,055,431	304,990	268,408	246,884	177,235	57,913	
(うち減価償却費⑤-1)	123,050	14,458	14,249	60,554	20,856	12,931	
(うち人件費⑤-2)	775,250	243,144	207,585	151,448	130,469	42,602	
※うち共通管理費⑥		113,593	112,116	72,389	53,429	143	△ 351,674
(うち減価償却費⑦-1)		14,078	14,154	4,942	3,789	142	△ 37,108
(うち人件費⑦-2)		54,838	54,059	38,477	28,268	—	△ 175,643
事業利益 ⑧ (③-④)	171,961	72,240	136,249	23,454	13,696	△ 73,678	
事業外収益 ⑨	23,321	973	15,296	6,060	945	45	
※うち共通分 ⑩		973	896	352	267	45	△ 2,534
事業外費用 ⑪	—	—	—	—	—	—	
※うち共通分 ⑫		—	—	—	—	—	—
経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪)	195,238	73,213	151,546	29,514	14,642	△ 73,633	
特別利益 ⑭	6,091	7	7	3,288	2,788	—	
※うち共通分 ⑮		7	7	5	4	—	△ 24
特別損失 ⑯	2,289	136	130	3	2,019	—	
※うち共通分 ⑰		136	130	3	6	—	△ 276
税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯)	199,085	73,084	151,423	32,800	15,410	△ 73,633	
営農指導事業分配賦額⑲				73,633		△ 73,633	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱-⑲)	199,085	73,084	151,423	△ 40,832	15,410		

※ ⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

記載金額の端数処理：金額は千円未満を切り捨てて表示しております。そのため、表中の合計が一致しないことがあります。

※ 上記（部門別損益計算書）の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しております。一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。よって、両者は一致しません。

(注)

1. 共通管理費及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

事業総利益 60%、要員数割 40% で配賦しております。

(2) 営農指導事業

農業関連事業に全額を配賦しております。

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	32%	32%	21%	15%	0%	100%
営農指導事業	—	—	100%	—	—	100%

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確認書

1. 私は、当 JA の令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和 8 年 7 月 28 日 能美農業協同組合

代表理事組合長

作田 実穂

8. 会計監査人の監査

令和 7 年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第 37 条の 2 第 3 項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、口、人、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	3,557,919	3,580,992	3,665,963	4,065,675	4,239,867
信用事業収益	455,159	430,920	416,805	461,648	611,097
共済事業収益	455,230	419,209	405,074	426,476	430,454
農業関連事業収益	1,174,994	1,256,907	1,242,527	1,306,378	1,423,713
その他事業収益	1,472,534	1,473,955	1,601,555	1,871,171	1,774,601
経 常 利 益	158,476	112,346	203,838	186,548	195,283
当 期 剰 余 金	148,423	96,150	181,441	151,485	159,081
出 資 金	1,264,940	1,276,090	1,270,250	1,252,500	1,241,150
(出資口数)	(126,494)	(127,609)	(127,025)	(125,250)	(124,115)
純 資 産 額	7,148,575	7,180,948	7,259,832	7,209,499	7,141,124
総 資 産 額	82,378,251	83,256,606	82,756,646	82,450,129	81,151,175
貯 金 残 高	73,526,497	74,373,957	73,935,685	73,056,770	71,568,829
貸 出 金 残 高	10,870,426	11,181,450	12,454,110	15,431,901	17,839,452
有 価 証 券 残 高	681,540	938,690	2,938,210	4,963,153	5,859,749
剰余金配当金額	50,984	35,746	54,800	71,698	83,579
出資配当金	18,726	18,800	12,600	12,377	18,383
事業分量配当金	32,258	16,946	42,199	59,321	65,195
職 員 数	121	122	113	116	108
単体自己資本比率	26.87	27.05	28.30	30.74	30.92

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3. 信託業務の取り扱いはありません。
4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

2. 利益総括表

(単位：千円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度	増 減
資 金 運 用 収 益	426,567	575,871	149,303
役 務 取 引 等 収 益	25,389	25,290	△ 99
その他信用事業収益	9,692	9,936	244
合 計	461,648	611,097	149,448
資 金 調 達 費 用	29,008	84,639	55,630
役 務 取 引 等 費 用	8,206	8,447	241
その他信用事業費用	90,607	140,780	50,172
合 計	127,822	233,867	106,044
信 用 事 業 粗 利 益	333,825	377,230	43,404
信用事業粗利益率	0.44%	0.49%	0.05%
事 業 粗 利 益	1,299,620	1,325,441	25,821
事 業 粗 利 益 率	1.55%	1.61%	0.06%
事 業 純 益	267,044	270,002	2,958
実 質 事 業 純 益	267,046	270,009	2,963
コ ア 事 業 純 益	267,046	270,009	2,963
コ ア 事 業 純 益 (投資信託解約損益を除く)	267,046	270,009	2,963

- (注) 1. 信用事業粗利益率＝信用事業総利益 / 信用事業資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
2. 事業粗利益率＝事業粗利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100

3. 資金運用収支の内訳

(単位：千円、%)

項目	令和6年度			令和7年度		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	77,780,098	389,509	0.50	76,025,963	575,869	0.76
預金	59,415,792	223,025	0.38	53,755,576	346,008	0.64
有価証券	3,944,100	37,032	0.94	5,900,997	67,052	1.14
貸出金	14,420,206	129,452	0.90	16,369,390	162,809	0.99
資金調達勘定	74,741,290	26,601	0.04	73,200,090	82,574	0.11
貯金・定期積金	74,740,649	26,591	0.04	73,199,985	82,572	0.11
借入金	641	10	1.56	105	2	1.80
総資金利ざや			0.14			0.26

(注) 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り＋経費率）

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

項目	令和6年度増減額	令和7年度増減額
受取利息	40,657	149,303
預金利息	△ 1,748	122,982
有価証券利息	20,128	30,020
貸出金利息	22,276	33,357
その他受入利息	0	△ 37,056
支払利息	15,185	55,630
貯金利息	14,550	56,060
給付補填備金繰入	△ 140	△ 79
譲渡性貯金利息	—	—
借入金利息	△ 18	△ 8
その他支払利息	793	△ 341
差引	25,471	93,673

(注) 増減額は前年度対比です。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金

①種類別貯金平均残高

(単位：百万円)

種類	令和6年度	令和7年度	増減
要求払貯金	27,088	29,027	1,939
当座貯金	37	16	△ 20
普通貯金	26,867	28,185	1,317
貯蓄貯金	109	98	△ 11
通知貯金	70	704	633
別段貯金	2	22	20
その他の貯金	—	—	—
定期性貯金	47,652	44,172	△ 3,480
定期貯金	45,766	42,579	△ 3,186
財形貯蓄	42	39	△ 2
積立定期貯金	93	92	△ 1
定期積金	1,739	1,460	△ 279
その他の貯金	10	1	△ 9
譲渡性貯金	—	—	—
合計	74,740	73,199	△ 1,540

②定期貯金残高

(単位：百万円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
定 期 貯 金	43,452	41,570	△ 1,882
うち固定金利定期	43,439	41,555	△ 1,884
うち変動金利定期	13	15	2

(2) 貸出金

①種類別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
手 形 貸 付 金	2	0	△ 1
証 書 貸 付 金	11,384	13,283	1,899
当 座 貸 越	102	85	△ 16
金 融 機 関 貸 付	2,931	3,000	68
合 計	14,420	16,369	1,949
割 引 手 形	—	—	—

②貸出金金利条件別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
固 定 金 利 貸 出	15,008	17,487	2,478
変 動 金 利 貸 出	316	272	△ 44
そ の 他 貸 出	107	80	△ 26
合 計	15,431	17,839	2,407

③貸出金担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類		令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
担 保	貯 金	170	63	△ 107
	有 価 証 券	—	—	—
	動 産	—	—	—
	不 動 産	137	107	△ 30
	そ の 他 担 保	64	41	△ 23
	計	373	213	△ 160
保 証	農業信用基金協会保証	7,369	7,581	212
	そ の 他 保 証	654	785	131
	計	8,024	8,367	343
信 用		7,034	9,257	2,223
合 計		15,431	17,839	2,407

④債務保証見返額担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
貯 金 等	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	—	—	—
そ の 他 担 保	—	—	—
計	—	—	—
信 用	—	—	—
合 計	—	—	—

⑤貸出金使途別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
設 備 資 金	7,468	7,553	85
運 転 資 金	7,963	10,286	2,323
合 計	15,431	17,839	2,407

(注) 運転資金には、「農業運転」、「事業運転」、「生活関連（自動車ローンを除く）」が該当します。

⑥貸出金業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和 6 年度	構成比	令和 7 年度	構成比	増 減
法 農 業 ・ 林 業	233	1.5	220	1.2	△ 13
水 産 業	0	0.0	0	0.0	0
製 造 業	0	0.0	0	0.0	0
鉱 業	0	0.0	0	0.0	0
建 設 業	0	0.0	0	0.0	0
不 動 産 業	62	0.4	770	4.3	708
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0.0	0	0.0	0
運 輸 ・ 通 信 業	0	0.0	0	0.0	0
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業	0	0.0	0	0.0	0
サ ー ビ ス 業	0	0.0	0	0.0	0
金 融 ・ 保 険 業	3,000	19.4	3,000	16.8	0
地 方 公 共 団 体	4,034	26.1	5,537	31.0	1,503
そ の 他	0	0.0	1	0.0	1
個 人	8,101	52.5	8,311	46.6	210
合 計	15,431	100.0	17,839	100.0	2,407

⑦主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
農 業	268	238	△ 30
穀 作	97	76	△ 21
野 菜 ・ 園 芸	7	5	△ 2
果 樹 ・ 樹 園 農 業	3	1	△ 2
工 芸 作 物	—	—	—
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	4	3	△ 1
養 鶏 ・ 養 卵	—	—	—
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	156	151	△ 5
農 業 関 連 団 体 等	—	—	—
合 計	268	238	△ 30

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	196	154	△ 42
農 業 制 度 資 金	72	83	11
うち農業近代化資金	72	83	11
うちその他制度資金	0	0	0
合 計	268	238	△ 30

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
日本政策金融公庫資金	—	—	—
そ の 他	—	—	—
合 計	—	—	—

⑧農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和 6 年度	11	8	—	3	11
	令和 7 年度	5	4	—	1	5
危険債権	令和 6 年度	5	5	—	—	5
	令和 7 年度	4	4	—	—	4
要管理債権	令和 6 年度	—	—	—	—	—
	令和 7 年度	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	令和 6 年度	—	—	—	—	—
	令和 7 年度	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和 6 年度	—	—	—	—	—
	令和 7 年度	—	—	—	—	—
小計	令和 6 年度	16	13	—	3	16
	令和 7 年度	9	8	—	1	9
正常債権	令和 6 年度	15,422				
	令和 7 年度	17,839				
合計	令和 6 年度	15,439				
	令和 7 年度	17,849				

⑨元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

- 不良債権に関わるディスクロージャーとして、農業協同組合法に基づくものと金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下、「金融再生法」という。）に基づくもの（金融再生法開示債権）があり、自己査定に基づいて決定された債務者区分に従って開示区分が決定されます。なお、当JAは金融再生法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

- 農協法に基づく開示債権及び金融再生法開示債権の用語説明

破産更正債権及びこれらに準ずる債権	三月以上延滞債権
破産手続き開始、更生手続き開始、再生手続き開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権	元本又は利息の支払が約定日の翌日から三月以上延滞している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないもの
危険債権	貸出条件緩和債権
債務者が経営破綻の状態に至ってはいないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権	債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないもの
要管理債権	正常債権
「三月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額	債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権

- 自己査定と農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権との関係

（単位：百万円）

自己査定債務者区分		金融再生法開示債権	
（総与信ベース）		（信用事業与信額ベース、要管理債権は貸出金元金）	
破綻先		破産更生債権及びこれらに準ずる債権(ア)	5
実質破綻先		(注1)	
破綻懸念先		危険債権(イ)	4
		(注1)	
要注意先	要管理先	要管理債権(ウ)	三月以上延滞債権(C) 貸出条件緩和債権(D)
	その他の要注意先	(注2)	— —
正常先		正常債権(エ)	17,839
		(注1)	
		合計(ア)+(イ)+(ウ)+(エ)	17,849
		開示債権合計額(ア)+(イ)+(ウ)	9
		(正常債権17,839百万円を除く)	

(注1) 経済未収金等信用事業以外の債権による差額

(注2) (C)又は(D)以外の他の貸出金及び貸出金以外の債権による差額

⑩貸倒引当金内訳

(単位：千円)

種 目	令和 6 年 度				
	期 首 残 高	期中増加額	期 中 減 少 額		期 末 残 高
			目 的 使 用	そ の 他	
一 般 貸 倒 引 当 金	183	2		183	2
個 別 貸 倒 引 当 金	5,093	3,759	—	5,093	3,759
合 計	5,276	3,761	—	5,276	3,761

種 目	令和7年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2	6		2	6
個別貸倒引当金	3,759	1,503	—	3,759	1,503
合 計	3,761	1,510	—	3,761	1,510

⑪貸出金償却額

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
貸 出 金 償 却 額	—	—

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

種 類	令 和 6 年 度			
	仕 向 け		被 仕 向 け	
	件 数	金 額	件 数	金 額
送 金 ・ 振 込 為 替	1,273	1,492,322	4,953	4,529,626
代 金 取 立 為 替	—	—	—	—
雑 為 替	128	22,278	103	16,885
合 計	1,401	1,514,600	5,056	4,546,511

種 類	令 和 7 年 度			
	仕 向 け		被 仕 向 け	
	件 数	金 額	件 数	金 額
送 金 ・ 振 込 為 替	1,452	1,553,814	5,048	2,713,082
代 金 取 立 為 替	—	—	—	—
雑 為 替	128	32,622	100	31,249
合 計	1,580	1,586,436	5,148	2,744,332

(4) 有価証券

①保有有価証券平均残高

(単位：千円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
国 債	1,772,751	2,129,235	356,484
地 方 債	1,980,498	2,896,694	916,196
政 府 保 証 債	—	—	—
金 融 債	—	—	—
社 債	266,575	875,068	608,493
株 式	—	—	—
受 益 証 券	—	—	—
貸 付 有 価 証 券	—	—	—
合 計	4,019,824	5,900,997	1,881,173
商 品 国 債	—	—	—

②保有有価証券残存期間別残高

(単位：千円)

種 類	令 和 6 年 度							
	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年 超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	—	—	—	—	—	1,800,000	—	1,800,000
地 方 債	—	—	50,000	—	—	2,750,000	—	2,800,000
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	500,000	—	—	200,000	—	700,000
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
受 益 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
貸付有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	550,000	—	—	4,750,000	—	5,300,000

種 類	令 和 7 年 度							
	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年 超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	—	—	—	—	—	2,300,000	—	2,300,000
地 方 債	—	—	150,000	—	2,750,000	100,000	—	3,000,000
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	100,000	700,000	—	300,000	—	—	1,100,000
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
受 益 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
貸付有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	100,000	850,000	—	3,050,000	2,400,000	—	6,400,000

③有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の債券]

(単位：千円)

	種 類	令 和 6 年 度			令 和 7 年 度		
		貸借対照表 計上額 (A)	時価 (B)	差額 (B)－(A)	貸借対照表 計上額 (A)	時価 (B)	差額 (B)－(A)
時価が貸 借対照表 計上額を 超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
時価が貸 借対照表 計上額を 超えない もの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	2,699,433	2,576,220	△ 123,213	2,899,490	2,624,700	△ 274,790
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	700,000	689,205	△ 10,795	1,100,000	1,051,688	△ 48,312
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	3,399,433	3,265,425	△ 134,008	3,999,490	3,676,388	△ 323,102
合 計		3,399,433	3,265,425	△ 134,008	3,999,490	3,676,388	△ 323,102

	種 類	令 和 6 年 度			令 和 7 年 度		
		貸借対照表 計上額 (A)	取得原価又は 償却原価 (B)	差額 (A) - (B)	貸借対照表 計上額 (A)	取得原価又は 償却原価 (B)	差額 (A) - (B)
貸借対照表 計上額が取得 原価又は償却 原価を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	—	—	—	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
貸借対照表 計上額が取得 原価又は償却 原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	—	—	—	—	—	—
	国 債	1,467,080	1,774,991	△ 307,911	1,769,620	2,271,571	△ 501,951
	地 方 債	96,640	100,000	△ 3,360	90,640	100,000	△ 9,360
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	1,563,720	1,874,991	△ 311,271	1,860,260	2,371,571	△ 511,311
合 計		1,563,720	1,874,991	△ 311,271	1,860,260	2,371,571	△ 511,311

④金銭の信託の時価情報

[運用目的の金銭の信託]	該当する取引はありません。
[満期保有目的の金銭の信託]	該当する取引はありません。
[その他の金銭の信託]	該当する取引はありません。

⑤デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

(5) 預かり資産の状況

①投資信託残高(ファンドラップ含む)

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
投 資 信 託 残 高 (ファンドラップ含む)	98	124

②残高有り投資信託口座数

(単位：口座)

項 目	令和6年度	令和7年度
残 高 有 り 投 資 信 託 口 座 数	80	79

2. 共済取扱実績

(1)長期共済保有高

(単位：千円)

種 類		令和 6 年度		令和 7 年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
生 命 総 合 共 済	終 身 共 済	9,130	66,049,310	9,116	61,815,436
	定 期 生 命 共 済	511	5,495,460	530	5,654,930
	養 老 生 命 共 済	3,183	9,160,311	3,109	8,561,367
	う ち こ ど も 共 済	2,851	7,140,112	2,833	6,863,801
	医 療 共 済	6,432	1,417,500	6,315	1,251,500
	が ん 共 済	1,877	311,000	2,022	272,000
	定 期 医 療 共 済	174	72,200	150	61,700
	介 護 共 済	903	2,182,958	1,001	2,418,711
	認 知 症 共 済	139		148	
	生 活 障 害 共 済	776		792	
	特定重度疾病共済	838		825	
	年 金 共 済	4,653	34,000	4,616	32,000
建 物 更 生 共 済		6,925	91,319,346	6,838	90,696,566
合 計		35,541	176,042,087	35,462	170,764,212

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額)を記載しています。

(2)医療系共済の共済金額保有高

(単位：千円)

項 目	令和6年度		令和7年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
医 療 共 済	6,432	21,339 676,029	6,315	17,384 761,816
が ん 共 済	1,877	10,426	2,022	8,426 53,310
定 期 医 療 共 済	174	770	150	670
合 計	8,483	32,535 676,029	8,487	26,480 815,126

(注) 医療共済及びがん共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、定期医療共済の金額は入院共済金額です。

(3)介護系その他の共済金額保有高

(単位：千円)

項 目	令和6年度		令和7年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
介 護 共 済	903	2,996,669	1,001	3,440,822
認 知 症 共 済	139	273,200	148	283,300
生活障害共済(一時金型)	642	3,884,900	647	3,787,200
生活障害共済(定期年金型)	134	119,020	145	129,920
特 定 重 度 疾 病 共 済	838	1,185,700	825	965,200

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4)年金共済の年金保有高

(単位：千円)

項 目	令和6年度		令和7年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 金 開 始 前	3,522	2,205,333	3,430	2,088,276
年 金 開 始 後	1,131	565,153	1,186	612,131
合 計	4,653	2,770,486	4,616	2,700,408

(注)「金額」欄は、年金年額について記載しています。

(5)短期共済新契約高

(単位：千円)

種 類	令和6年度			令和7年度		
	件 数	金 額	掛 金	件 数	金 額	掛 金
火 災 共 済	1,862	24,708,680	20,737	1,748	23,170,130	18,522
自 動 車 共 済	7,445		357,150	7,484		370,836
傷 害 共 済	3,533	12,876,400	2,119	3,172	10,658,400	2,088
団体定期生命共済	—	—	—	—	—	—
定額定期生命共済	—	—	—	—	—	—
賠 償 責 任 共 済	72		312	78		425
自 賠 責 共 済	1,891		32,712	2,067		36,166
合 計	14,803		413,033	14,549		428,038

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保証を伴わない共済の金額欄は斜線。)を記載しています。

3. その他事業の実績

(1) 購買品取り扱い高

(単位：千円)

項 目	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
	取り扱い高	手数料	取り扱い高	手数料
生 産 資 材	2,274,204	233,880	2,337,508	230,220
生 活 物 資	631,836	96,336	581,285	116,597
合 計	2,906,040	330,216	2,918,793	346,818

(2) 受託販売品取り扱い高

(単位：千円)

項 目	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
	取り扱い高	手数料	取り扱い高	手数料
米	1,552,397	47,996	2,563,880	46,589
米以外の農産物	159,875	8,598	165,429	8,358
畜 産 物	—	—	—	—
JA グリーン産直	229,744	34,469	225,947	34,473
合 計	1,942,017	91,064	2,955,258	89,422

(3) 保管事業取り扱い実績

(単位：千円)

項 目		令和 6 年度	令和 7 年度
収 益	保 管 料	28,828	27,788
	荷 役 料	8,224	7,999
	その他の収益	1,391	1,323
費 用	保管材料費	—	—
	保管労務費	533	415
	その他の費用	24,064	21,913
差 引		13,846	14,781

(4) 加工事業取り扱い実績

(単位：千円)

項 目	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
	販 売 高	手 数 料	販 売 高	手 数 料
ハトムギ加工事業	9,114	1,760	10,467	1,675
モチ加工事業	10,223	2,916	7,989	1,635
その他加工事業	4,369	141	2,525	△ 277
合 計	23,707	4,818	20,982	3,033

(5) 利用事業取り扱い実績

(単位：千円)

項 目	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
	取扱数量・金額	手数料	取扱数量・金額	手数料
共 乾 施 設	3,025 t	24,023	3,302 t	42,717
育 苗 セ ン タ ー	125,679 箱	4,935	133,673 箱	4,665
無 人 ヘ リ 防 除	—	10,951	—	6,361
その他利用事業	—	3,532	—	3,034
合 計	—	43,442	—	56,778

(6)指導事業の収支内訳

(単位：千円)

項 目		令和 6 年度	令和 7 年度
収 益	賦 課 金	—	—
	指導事業補助金	322	343
	実 費 収 入	1,767	2,617
	その他の収入	—	—
費 用	営 農 改 善 費	15,838	15,625
	生活文化事業費	2,299	2,302
	教 育 情 報 費	2,483	3,044
	協力団体育成費	2,329	2,536
	農 政 活 動 費	—	—
	相 談 活 動 費	—	—
差 引		△ 22,950	△ 20,548

Ⅳ 経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
総資産経常利益率	0.22	0.24	0.01
資本経常利益率	2.51	2.61	0.10
総資産当期純利益率	0.18	0.19	0.01
資本当期純利益率	2.04	2.12	0.09

(注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高× 100

2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高× 100

3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高× 100

4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高× 100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
貯 貸 率	期 末	21.12	24.93
	期中平均	19.29	22.36
貯 証 率	期 末	6.79	8.19
	期中平均	5.28	8.06

(注) 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高× 100

2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高× 100

3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高× 100

4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高× 100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当 JA では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果令和 8 年 3 月末における自己資本比率は 30.92%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当 JA の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発 行 主 体	能美農業協同組合
資 本 調 達 手 段 の 種 類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,241 百万円（前年度 1,252 百万円）

当 JA は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当 JA が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

2. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	7,360	7,423
うち、出資金及び資本準備金の額	1,252	1,241
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	6,187	6,274
うち、外部流出予定額 (△)	71	83
うち、上記以外に該当するものの額	△ 7	△ 8
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	0	0
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	0	0
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	7,360	7,423
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	0	1
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	0	1
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	86	120
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	87	121
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	7,273	7,301
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	22,841	22,749
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	814	860
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	23,655	23,609
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	30.74%	30.92%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的計測手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

3. 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		令和6年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a × 4%
現金		172	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け		1,778	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—
国際決済銀行等向け		—	—	—
我が国の地方公共団体向け		6,842	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—
国際開発銀行向け		—	—	—
地方公共団体金融機構向け		—	—	—
我が国の政府関係機関向け		—	—	—
地方三公社向け		—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		59,114	11,973	478
	(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	—	—	—
カバード・ボンド向け		—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)		615	210	8
	(うち特定貸付債権向け)	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け		526	126	5
	(うちトランザクター向け)	1	0	—
不動産関連向け		477	81	3
	(うち自己居住用不動産等向け)	477	81	3
	(うち賃貸用不動産向け)	—	—	—
	(うち事業用不動産関連向け)	—	—	—
	(うちその他不動産関連向け)	—	—	—
	(うち ADC 向け)	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等		—	—	—
延滞等向け (自己居住用不動産関連向けを除く。)		7	4	0
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		9	9	0
取立未済手形		20	4	0
信用保証協会等による保証付		7,371	722	28
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—
株式等		223	223	8
共済約款貸付		—	—	—
上記以外		5,466	9,486	379
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—
	(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	2,674	6,686	267
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	5	13	0
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	—	—	—
	(うち上記以外のエクスポージャー)	2,786	2,786	111
証券化		—	—	—
	(うち STC 要件適用分)	—	—	—
	(短期 STC 要件適用分)	—	—	—
	(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—
	(うち STC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—
再証券化		—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		—	—	—
	(うちルックスルー方式)	—	—	—
	(うちマンドート方式)	—	—	—
	(うち蓋然性方式 250%)	—	—	—
	(うち蓋然性方式 400%)	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)		—	—	—
標準的手法を運用するエクスポージャー計		82,626	22,841	913
CVAリスク相当額 ÷ 8% (簡便法)		—	—	—
中央清算期間関連エクスポージャー		—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)		82,626	22,841	913
マーケット・リスクに対する所要自己資本の額 <簡易方式又は標準的方式>		マーケット・リスク相当額をの合計額を 8%で除して得た額		所要自己資本額
		a		b=a × 4%
		—		—
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <標準的計測手法>		オペレーショナル・リスク相当額を8%で 除して得た額		所要自己資本額
		a		b=a × 4%
		814		32
総所要自己資本額		リスク・アセット等 (分母) 計		総所要自己資本額
		a		b=a × 4%
		23,655		946

(単位：百万円)

		令和7年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a × 4%
現金		199	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け		2,275	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—
国際決済銀行等向け		—	—	—
我が国の地方公共団体向け		8,550	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—
国際開発銀行向け		—	—	—
地方公共団体金融機構向け		—	—	—
我が国の政府関係機関向け		—	—	—
地方三公社向け		720	144	5
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		53,814	10,913	436
	(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	—	—	—
カバード・ボンド向け		—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)		1,012	320	12
	(うち特定貸付債権向け)	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け		613	225	9
	(うちトランザクター向け)	2	1	0
不動産関連向け		372	66	2
	(うち自己居住用不動産等向け)	372	66	2
	(うち賃貸用不動産向け)	—	—	—
	(うち事業用不動産関連向け)	—	—	—
	(うちその他不動産関連向け)	—	—	—
	(うち ADC 向け)	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等		—	—	—
延滞等向け (自己居住用不動産関連向けを除く。)		3	1	0
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		6	6	0
取立未済手形		13	2	0
信用保証協会等による保証付		7,584	744	29
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—
株式等		223	290	11
共済約款貸付		—	—	—
上記以外		6,020	10,032	401
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—
	(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	2,674	6,686	267
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	0	1	0
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	—	—	—
	(うち上記以外のエクスポージャー)	3,345	3,345	133
証券化		—	—	—
	(うち STC 要件適用分)	—	—	—
	(短期 STC 要件適用分)	—	—	—
	(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—
	(うち STC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—
再証券化		—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		—	—	—
	(うちルックスルー方式)	—	—	—
	(うちマンドート方式)	—	—	—
	(うち蓋然性方式 250%)	—	—	—
	(うち蓋然性方式 400%)	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)		—	—	—
標準的手法を運用するエクスポージャー計		81,409	22,749	909
CVA リスク相当額 ÷ 8% (簡便法)		—	—	—
中央清算期間関連エクスポージャー		—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)		81,409	22,749	909
マーケット・リスクに対する所要自己資本の額 ＜簡易方式又は標準的方式＞		マーケット・リスク相当額をの合計額を 8%で除して得た額		所要自己資本額
		a		b=a × 4%
		—		—
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞		オペレーショナル・リスク相当額を 8%で 除して得た額		所要自己資本額
		a		b=a × 4%
		860		34
総所要自己資本額		リスク・アセット等 (分母) 計		総所要自己資本額
		a		b=a × 4%
		23,609		944

②オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	814	860
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	32	34
B I	542	573
B I C	65	68

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

4. 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当 J A では自己資本比率算出要領にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&P グローバルレーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛け目のことです。

- (イ) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向け エクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令 和 6 年 度					令 和 7 年 度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高				延滞エクスポージャー 期末残高	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				延滞エクスポージャー 期末残高
			うち貸 出金等	うち 債券	うち店頭 デリバ ティブ			うち貸 出金等	うち 債券	うち店頭 デリバ ティブ	
法人	農 業	62	62	—	—	—	57	57	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	4	—	—	—	—	4	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—
	電 気・ガ ス・ 熱供給・水道業	100	—	100	—	—	200	—	200	—	—
	運輸・通信業	105	—	100	—	—	105	—	100	—	—
	金融・保険業	62,188	3,000	400	—	—	56,981	3,000	501	—	—
	卸 売・小 売・ 飲食・サービス業	243	8	100	—	—	441	5	301	—	—
	日本国政府・ 地方公共団体	8,623	4,038	4,584	—	—	11,547	6,265	5,281	—	—
	上 記 以 外	57	57	—	—	—	38	38	—	—	—
個 人	8,275	8,275	—	—	16	8,487	8,487	—	—	9	
そ の 他	2,964	—	—	—	—	199	—	—	—	—	
業 種 別 残 高 計		82,626	15,443	5,285	—	16	78,064	17,853	6,384	—	9
個人	1 年 以 下	55,591	77	—	—	—	50,475	762	—	—	—
	1 年 超 3 年 以 下	236	236	—	—	—	341	240	100	—	—
	3 年 超 5 年 以 下	1,012	461	550	—	—	1,372	520	852	—	—
	5 年 超 7 年 以 下	695	594	100	—	—	502	502	—	—	—
	7 年 超 10 年 以 下	4,319	1,663	2,655	—	—	5,225	1,668	3,056	—	—
	10 年 超	14,769	12,289	1,979	—	—	16,942	14,065	2,376	—	—
	期限の定めのないもの	6,001	118	—	—	—	6,549	93	—	—	—
残 存 期 間 別 残 高 計		82,626	15,443	5,285	—	—	81,409	17,853	6,384	—	—

- （注） 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3カ月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令 和 6 年 度					令 和 7 年 度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その 他				目的 使用	その 他	
一 般 貸 倒 引 当 金	0	0		0	0	0	0		0	0
個 別 貸 倒 引 当 金	5	3	—	5	3	3	1		3	1

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分			令 和 6 年 度					令 和 7 年 度						
			期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
					目的 使用	その 他					目的 使用	その 他		
法 人	農 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	電 気・ガ ス・ 熱 供 給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	運 輸・通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	金 融・保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	卸 売・小 売・ 飲 食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	上 記 以 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個 人	5	3	—	5	3	—	3	1	—	3	1	—		
業 種 別 残 高 計	5	3	—	5	3	—	3	1	—	3	1	—		

(注) 当ＪＡでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域の区分は省略しています。

⑤信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項 目		令和 6 年度					
		リスク・ ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後		リスク・ウェ イトの加重平 均値 (%)
			オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産項目	オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産項目	
			A	B	C	D	
現金		0	172	—	172	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け		0	1,778	—	1,778	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け		0～150	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け		0	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け		0	6,842	—	6,842	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け		20～150	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け		0～150	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け		10～20	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け		10～20	—	—	—	—	—
地方三公社向け		20	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		20～150	59,114	—	59,114	—	20
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)		20～150	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け		10～100	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）		20～150	615	—	615	—	34
(うち特定貸付債権向け)		20～150	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け		45～100	522	36	450	3	28
(うちトランザクター向け)		45	—	16	—	1	45
不動産関連向け		20～150	477	—	465	—	18
(うち自己居住用不動産等向け)		20～75	477	—	465	—	18
(うち賃貸用不動産向け)		30～150	—	—	—	—	—
(うち事業用不動産関連向け)		70～150	—	—	—	—	—
(うちその他不動産関連向け)		60	—	—	—	—	—
(うち ADC 向け)		100～150	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等		150	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）		50～150	3	—	3	—	121
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		100	9	—	9	—	100
取立未済手形		20	20	—	20	—	20
信用保証協会等による保証付		0～10	7,371	—	7,223	—	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		10	—	—	—	—	—
株式等		250～400	223	—	223	—	100
共済約款貸付		0	—	—	—	—	—
上記以外		100～1250	5,466	—	5,466	—	174
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	—	—	—	—	—
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250～400	—	—	—	—	—
	(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	2,674	—	2,674	—	250
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	5	—	5	—	250
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	—	—	—	—	—
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	—	—	—	—	—
(うち右記以外のエクスポージャー)		100	2,786	—	2,786	—	100
証券化		—	—	—	—	—	—
	(うち STC 要件適用分)	—	—	—	—	—	—
	(短期 STC 要件適用分)	—	—	—	—	—	—
	(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—
	(うち STC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—	—	—	—
再証券化		—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		—	—	—	—	—	—
未決済取引		—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)		—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）		—	—	—	—	22,841	—

(単位：百万円)

項 目	令和7年度						
	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	199	—	199	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	2,275	—	2,275	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	8,550	—	8,550	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10～20	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	20	720	—	720	—	144	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	53,814	—	53,814	—	10,913	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	1,012	—	1,012	—	320	32
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	610	30	541	3	225	41
（うちトラザクター向け）	45	—	25	—	2	1	45
不動産関連向け	20～150	372	—	366	—	66	18
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	372	—	366	—	66	18
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	—	—	—	—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50～150	1	—	1	—	1	100
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	6	—	6	—	6	100
取立未済手形	20	13	—	13	—	2	20
信用保証協会等による保証付	0～10	7,584	—	7,449	—	744	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	223	—	223	—	290	130
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—
上記以外	100～1250	6,020	—	6,020	—	10,032	167
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	2,674	—	2,674	—	6,686	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	0	—	0	—	1	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	—	—	—	—	—	—
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	3,345	—	3,345	—	3,345	100
証券化	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（短期STC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	—	—	—	—	—	22,749	—

⑥ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(単位：百万円)

項 目	令和6年度												
	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）												
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,778		—		—		—		—		—		1,778
外国の中央政府及び中央銀行向け	—		—		—		—		—		—		—
国際決済銀行等向け	—		—		—		—		—		—		—
	0%		10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計				
我が国の地方公共団体向け	6,842		—	—	—	—	—	—	—	6,842			
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—		—	—	—	—	—	—	—	—			
地方公共団体金融機構向け	—		—	—	—	—	—	—	—	—			
我が国の政府関係機関向け	—		—	—	—	—	—	—	—	—			
地方三公社向け	—		—	—	—	—	—	—	—	—			
	0%		20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計				
国際開発銀行向け	—		—	—	—	—	—	—	—	—			
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	57,611	1,500	3	—	—	—	—	0	59,114				
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	300	300	—	—	—	—	—	—	14	615			
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	100%	150%			250%		400%		その他	合計			
劣後債権及びその他資本性証券等株式等	—	—			—		—		—	—			
	—	—			223		—		—	223			
	45%			75%		100%			その他			合計	
中堅中小企業等向け及び個人向け	1			52		13			386			454	
（うちトランザクター向け）	1			—		—			—			1	
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	243	7	—	—	—	—	—	—	—	—	0	213	465
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	70%		90%		110%		112.50%		150%		その他	合計	
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	—		—		—		—		—		—	—	
	60%				その他					合計			
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	—				—					—			
	100%			150%			その他				合計		
不動産関連向け うちADC向け	—			—			—				—		
	50%			100%			150%			その他			合計
延滞等向け （自己居住用不動産等向けを除く。）	0			1			1			—			3
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—			9			—			—			9
	0%		10%		20%		100%		その他			合計	
現金	172		—		—		—		—			172	
取立未済手形	—		—		20		—		—			20	
信用保証協会等による保証付	—		7,221		—		—		1			7,223	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—		—		—		—		—			—	
共済約款貸付	—		—		—		—		—			—	

(単位：百万円)

項 目	令和 7 年度													
	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）													
	0%	20%		50%		100%		150%		その他		合計		
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,275	—		—		—		—		—		2,275		
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—		—		—		—		—		—		
国際決済銀行等向け	—	—		—		—		—		—		—		
	0%	10%	20%		50%		100%		150%		その他	合計		
我が国の地方公共団体向け	8,550	—		—		—		—		—		8,550		
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—		—		—		—		—		—		
地方公共団体金融機構向け	—	—		—		—		—		—		—		
我が国の政府関係機関向け	—	—		—		—		—		—		—		
地方三公社向け	—	—		720		—		—		—		720		
	0%	20%		30%		50%		100%		150%		その他	合計	
国際開発銀行向け	—	—		—		—		—		—		—	—	
	20%	30%	40%		50%		75%		100%		150%	その他	合計	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	52,311	1,500	3		—		—		—		—		53,814	
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—		—		—		—		—		—	
	10%	15%	20%		25%		35%		50%		100%		その他	合計
カバード・ボンド向け	—	—	—		—		—		—		—		—	—
	20%	50%	75%	80%		85%		100%		130%		150%	その他	合計
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	602	400	—		—		—		—		—		9	1,012
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—		—		—		—		—		—	—
	100%	150%		250%			400%			その他			合計	
劣後債権及びその他資本性証券等株式等	—	—		—			—			—			—	—
	—	—		223			—			—			223	—
	45%			75%			100%			その他			合計	
中堅中小企業等向け及び個人向け （うちトラランザクター向け）	2			88			88			364			544	—
	2			—			—			—			2	—
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計	
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	207	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	151	366	
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計		
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	70%		90%		110%		112.50%		150%		その他		合計	
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	—		—		—		—		—		—		—	
	60%				その他					合計				
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	—				—					—				
	100%			150%			その他				合計			
不動産関連向け うちADC向け	—			—			—				—			
	50%			100%			150%			その他			合計	
延滞等向け （自己居住用不動産等向けを除く。）	—			1			—			—			1	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—			6			—			—			6	
	0%		10%		20%		100%			その他			合計	
現金	199		—		—		—			—			199	
取立未済手形	—		—		13		—			—			13	
信用保証協会等による保証付	—		7,448		—		—			1			7,449	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—		—		—		—			—			—	
共済約款貸付	—		—		—		—			—			—	

⑦資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分	令和 6 年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCF の加重平均値（％）	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス	オフ・バランス		
	資産項目	資産項目		
40%未満	76,547	—	—	76,315
40%～ 70%	303	16	10	305
75%	51	18	10	53
80%	—	—	—	—
85%	—	—	—	—
90%～ 100%	24	—	—	24
105%～ 130%	—	—	—	—
150%	1	—	—	1
250%	223	—	—	223
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	0	1	10	0
合 計	77,152	36	10	76,923

リスク・ウェイト区分	令和 7 年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCF の加重平均値（％）	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス	オフ・バランス		
	資産項目	資産項目		
40%未満	74,572	—	—	74,361
40%～ 70%	403	25	10	406
75%	89	4	10	88
80%	—	—	—	—
85%	—	—	—	—
90%～ 100%	96	0	10	96
105%～ 130%	—	—	—	—
150%	—	—	—	—
250%	223	—	—	223
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	0	0	10	0
合 計	75,385	30	10	75,177

5. 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当 JA では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当 JA では、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、わが国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、わが国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付が A- または A3 以上で、算定基準日に長期格付が BBB- または Baa3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令 和 6 年 度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	14	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	24	361	—
自己居住用不動産等向け	61	228	—
抵当権付き住宅ローン	—	—	—
貸借用不動産関連向け	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	—	—
合 計	100	590	—

(単位：百万円)

区 分	令 和 7 年 度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	9	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	17	346	—
自己居住用不動産等向け	35	181	—
抵当権付き住宅ローン	—	—	—
貸借用不動産関連向け	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	—	—
合 計	63	527	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3カ月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

8. CVAリスクに関する事項

- ◇ CVA リスク相当額の算出に使用する手法（SA—CVA、完全な BA—CVA、限定的な BA—CVA 又は簡便法をいう。）の名称及び各手法により算定される対象取引の概要
CVA リスク相当額は「簡便法」により算出しております。
- ◇ CVA リスクの特性及び CVA に関するリスク管理体制の概要（CVA リスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）
CVA リスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っています。

9. マーケット・リスクに関する事項

- ◇ リスク管理の方針及び手続等の概要
「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債及びオフバランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。
- ◇ 当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としています。

10. オペレーショナル・リスクに関する事項

- ◇ リスク管理の方針及び手続の概要
「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当JAでは、各種手続きによりオペレーショナル・リスクを管理しています。
- ◇ BIの算出方法
BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）及びFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SC 及びFC の額は告示第 249 条に定められた方法に基づき算出しています。
- ◇ ILMの算出方法
ILM（内部損失乗数）は、告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しています。
- ◇ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BI の算出から除外した事業部門の有無
該当ありません。
- ◇ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILM の算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）
該当ありません。

11. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

①出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めている、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	2,897	2,897	2,897	2,897
合計	2,897	2,897	2,897	2,897

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和6年度			令和7年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

12. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和 6 年度	令和 7 年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

13. 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用リスク管理規程」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針及び手続の概要

・リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明

当ＪＡは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

四半期末を基準日としてIRRBBを計測しています。

・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当ＪＡは、ヘッジ等による金利リスクの削減は行っていません。

◇金利リスクの算定手法の概要

当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）及びその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・ 内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 $\Delta E V E$ の算出方法に関する変更はありません。
- ・ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
当ＪＡでは、 $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ 以外の金利リスクの計算を実施していません。

②金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

I R R B B 1：金利リスク					
		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方平行シフト	1,089	1,178	0	11
2	下方平行シフト	0	0	36	20
3	スティープ化	1,097	1,131		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	104	57		
7	最大値	1,097	1,178	36	20
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	7,273		7,301	

2. 役 員（令和8年6月末）

役 職 名	氏 名	代表権の有無	役 職 名	氏 名	代表権の有無
代表理事組合長	作田 実喜秋	有	理 事	小坂 清俊	無
副組合長理事	小藏 和浩	無	〃	近藤 芳功	無
代表理事専務	土井 育男	有	〃	前田 彰代	無
常 務 理 事	中野 篤	無	〃	新 和 雅	無
理 事	中田 慶志良	無	〃	佐々木 千春	無
〃	酒 井 勲	無	代表監事・員外監事	東野 正孝	無
〃	作 田 悟	無	常 勤 監 事	中川 幸一	無
〃	本多 博明	無	監 事	青山 卓弘	無
〃	北野 章子	無	〃	谷 真 良	無
〃	坂谷 君江	無	〃	南 治 夫	無
〃	北田 伸吾	無	〃	佐々木 剛	無
〃	山田 浩志郎	無			

（注）代表監事 東野 正孝は農協法第30条第14項に定める員外監事であります。

3. 組合員数

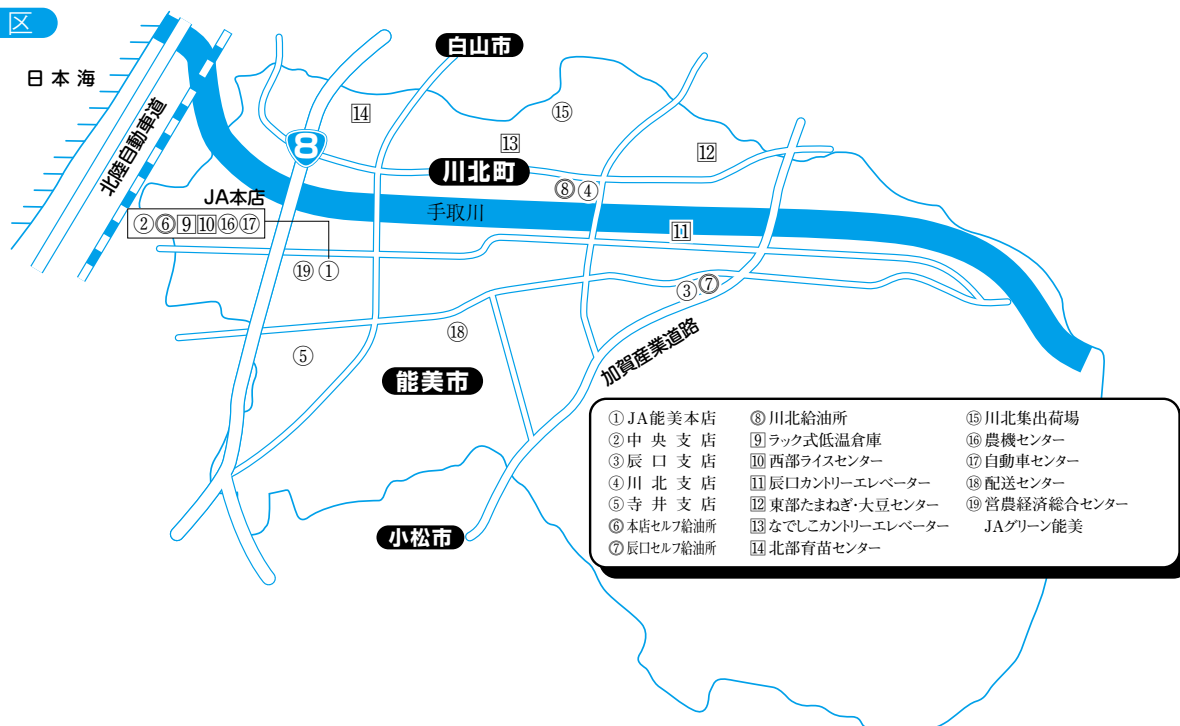
（単位：人）

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
正 組 合 員 数	2,549	2,540	△ 9
個 人	2,524	2,515	△ 9
法 人	25	25	—
准 組 合 員 数	2,985	2,978	△ 7
個 人	2,931	2,924	△ 7
その他の団体	54	54	—
合 計	5,534	5,518	△ 16

4. 組合員組織の状況

組織名	構成員数	組織名	構成員数
JA 青 壮 年 部	137名	いちじく部会	9名
JA 女 性 部	326名	パープル(ナス)部会	2名
各集落生産組合	69組織	かぼちゃ部会	6名
丸 い も 部 会	6名	水 稻 部 会	13名
柿 部 会	11名	は と む ぎ 部 会	6名
姫 九 谷 部 会	14名	た ま ね ぎ 部 会	17名

5. 地 区



6. 沿革・歩み

当JAは、昭和50年5月に当時の4自治体（根上町、寺井町、辰口町、川北町）にわたる10農協が、農業を取り巻く立地的・経済的環境変化をはじめ、交通網の整備に伴う生活圏の広域化等、事業環境の変化に対応し、経営基盤の拡充と事業機能強化を図ることを目的に、広域合併を行って発足しました。

爾後、地域農業振興計画の実践により、「安定し、活力ある農業経営の確立」と「豊かな農村社会づくり」に取り組むとともに、地域社会に貢献する組織として、コミュニティーコープ（地域社会協同組合）機能を備えたJAへの転換に努めてきました。

さらに、激変する諸環境の変化に対応するとともに、より安定した経営基盤の確立と地域の皆様に信頼されるJAの構築をめざし、平成11年4月に、能美郡、寺井町、川北町の3JAが合併して能美農業協同組合が発足しました。

その後、平成17年2月の行政広域合併（根上町・寺井町・辰口町）による能美市の誕生をはさみ、平成18年7月には、経営の合理化を目的とした支店統廃合を実施して、12支店1出張所から4支店体制へ移行し、平成23年4月には、地域内農産物の直売所を併設した営農経済総合センターを開設、令和6年3月には13年ぶりに機構改革をおこない、営農経済部に新たに「園芸振興課」を設置し、「園芸作物販売高1億円」の実現やJAグリーンへの出荷（産直）生産者の育成を通じて、地域農業の活性化に取り組むとともに、金融部と共済部を統合し「金融共済部」を設置し「金融渉外」と「ライフアドバイザー（共済渉外）」の業務を新設の「渉外課」が統括管理する「渉外担当」に統合し、多様な相談機能を有する対応力の高い職員による組合員サービスの向上にも取り組んでいます。また、農業経営コンサルティング業務を通じて事業継承や個別経営体の経営改善へ向けた提案活動にも取り組んでいます。更には、経営管理態勢の強化を目的に「経営企画部」を「総務部」とし、新たに「総務部」の中に「リスク管理課」を設置し、組織マネジメント力の向上、総合的なリスク管理態勢の強化を図っています。

7. 店舗等のご案内

（単位：台）

店舗・施設の名称	所在地の住所	電話番号	CD・ATM設置台数
本 店	〒923-1101 能美市粟生町ヨ1	(0761) 57-3505	
営農経済総合センター	〒923-1101 能美市粟生町あ1	(0761) 57-2655	
中 央 支 店	〒923-1101 能美市粟生町ヨ1-1	(0761) 57-0036	1
寺 井 支 店	〒923-1121 能美市寺井町レ102	(0761) 57-1141	1
辰 口 支 店	〒923-1201 能美市岩内町ワ30	(0761) 51-3115	1
川 北 支 店	〒923-1267 能美郡川北町字ツツ屋208-1	(076) 277-1288	1

店舗外CD・ATM設置場所	所在地の住所	CD・ATMの区別	営業日(平日・土・日)
能美市役所寺井分室前	〒923-1121 能美市寺井町タ35	ATM	平日・土・日・祝日
アルビス辰口店	〒923-1243 能美市三ツ屋町3-1	ATM	平日・土・日・祝日

利益相反管理方針

(平成 21 年 6 月 1 日制定)

当 JA は、お客さま利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法等に基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当 JA の行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。

- (1) お客さまと当 JA の間の利益が相反する類型
- (2) 当 JA の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

- (1) 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
- (2) 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
- (3) 利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
- (4) 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
- (5) 利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

4. 利益相反の管理の方法

当 JA は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当 JA が負う守秘義務に違反しない場合に限りです。）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当 JA で定める内部規程に基づき適切に記録し、保存いたします。

6. 利益相反管理体制

- (1) 当 JA は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当 JA 全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当 JA の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規程等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

7. 利益相反管理体制の検証等

当 JA は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

能美農業協同組合個人情報保護方針

(平成 17 年 3 月 29 日制定)

(令和 4 年 3 月 18 日最終改定)

能美農業協同組合（以下「当 JA」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当 JA の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当 JA は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」(以下「保護法」といいます。) その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第 2 条第 1 項、第 2 項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当 JA は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号利用法」といいます。) その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法 2 条第 8 項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当 JA は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当 JA は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当 JA は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第 16 条第 3 項が規定する、個人情報データベース等（保護法第 16 条第 1 項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当 JA は、仮名加工情報（保護法第 2 条第 5 項）及び匿名加工情報（保護法第 2 条第 6 項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当 JA は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当 JA は、番号利用法 19 条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当 JA は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当 JA は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。
保有個人データとは、保護法第 16 条第 4 項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当 JA は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当 JA は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

以 上

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

(平成 30 年 2 月 20 日制定)

(令和 7 年 10 月 31 日最終改定)

JA グループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当 JA では、不断の自己改革を通して「持続可能な農業の実現」「豊かで暮らしやすい地域社会の実現」「協同組合としての役割発揮」に取り組み、組合員・利用者の皆さまと地域にとって必要不可欠な存在であり続けたい旨の理念を掲げております。

この理念のもと、2017 年 3 月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまへ「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供と安定的な資産形成を通じた豊かな生活づくりに貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため、社会情勢や環境の変化等を踏まえ、本方針を必要に応じて見直してまいります。

注) 共済事業は、当 JA と全国共済農業協同組合連合会（以下、JA 共済連）が共同で事業運営しております。JA 共済連の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針等」は JA 共済連のホームページをご参照下さい。【原則 6（注 6、7）】

1. お客さまへの最適な金融商品、共済仕組・サービスの提供

(1) 金融商品

お客様に提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえ、新商品の導入にあたっては、投資運用会社のプロダクトガバナンスの実効性を確保していることを確認したうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるよう厳選した商品「JAバンクセレクトファンド」をご用意しております。また、より高品質な商品提供を目的として、投資運用会社へ金融商品購入者の情報を提供したうえでフィードバックを受けております。なお当 JA は、金融商品の組成に携わっておりません。

【原則 2 本文および（注）、原則 3（注）、原則 6 本文および（注 2、3、6、7）、補充原則 1～5 本文および（注）】

(2) 共済仕組み・サービス

当 JA は、お客さまが、日常生活や農業を取り巻く様々なリスクに対して安心して備えられるよう、最適な共済仕組み・サービスを提供します。

なお、当 JA は、市場リスクを有する共済仕組み（例：外貨建て共済）の提供は実施しておりません。

【原則 2 本文および（注）、原則 3（注）、原則 6 本文および（注 2、3）、補充原則 1～5 本文および（注）】

2. お客さま本位のご提案と情報提供

当 JA は、お客さま一人ひとりに寄り添った以下の活動に取り組みます。また、各種手続きの実施にあたっては、お客さまに分かりやすいご説明を心がけ、ご相談に対しては迅速に対応いたします。

(1) 信用の事業活動

① お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客さまにふさわしい商品をご提案いたします。

- ② お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について重要情報シート等を活用し、分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。
- ③ お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するように、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。
- ④ ご提案にあたっては、利用者保護の観点から勧誘を行うことが適していると判断されるお客さまに対し、ご意向に沿った商品のご案内を行います。特に、ご高齢のお客さまに対しては、理解度を十分に確認したうえで慎重に対応いたします。
- ⑤ 販売後においても、お客さまがお持ちの投資信託商品に関する情報提供及び今後の運用方針の確認（アフターフォロー）を定期的に行います。

【原則2本文および（注）、原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

（2）共済の事業活動

- ① お客さまに対して、各種公的保険制度等にかかる情報提供を行い、一人ひとりの加入目的・ライフプラン等に応じた最適な保障・サービスをご提案いたします。
- ② 保障の加入にあたっては、保障設計書、意向確認書によるお客さまのご意向を把握・確認したうえで、保障内容を十分ご理解・ご納得いただけるよう、分かりやすい説明（契約概要・注意喚起事項）を実施します。
- ③ ご高齢のお客さまに対しては、より丁寧に分かりやすくご説明し、十分ご納得いただけるよう、ご契約時にはご家族に同席いただくなど、きめ細やかな対応を行います。
- ④ 共済金の請求や契約内容変更等各種手続きの実施にあたっては、お客さまに分かりやすい説明を心がけ、より安心していただけるアフターフォローを実施します。

なお、保障の加入にあたり、共済掛金の他にお客様にご負担いただく手数料等はございません。

【原則2本文および（注）、原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

3. 利益相反の適切な管理

当JAは、お客さまへ金融商品の選定、保障提案にかかる情報提供にあたり、金融商品の販売・推奨、共済仕組みの提案・契約等において、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。

【原則3本文および（注）】

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と体制の構築

当JAは、お客さま本位の業務運営の定着に向けて、職員への定期的な研修実施やファイナンシャルプランナー資格取得の支援を通じて、高度な専門性を有し、誠実・公正な業務を行うことで、組合員・地域の皆さまから信頼され、安心してご利用・ご相談いただける人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

また、お客さまからいただいた「声（お問い合わせ・ご相談、ご要望、苦情など）」を誠実に受け止め、業務改善に努めます。

【原則2本文および（注）、原則6（注5）、原則7本文および（注）】

5. お客さま本位の業務運営にかかる成果指標（KPI）

当JAにおける「お客さま本位の業務運営」の取組状況をご確認いただけるよう、成果指標を定期的に公表し、より良い業務運営につなげていきます。

【原則2本文および（注）】

次の指標を公表することにより透明性の高い業務運営に努めます。

- ① 投資信託の取扱い商品ラインアップ
- ② 投資信託における長期・積立・分散投資の状況
- ③ 運用損益別顧客比率
- ④ 投資信託預り残高上位20銘柄のコスト・リターン
- ⑤ 投資信託預り残高上位20銘柄のリスク・リターン

（※）上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2024年9月改訂）との対応を示しています

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

(平成 22 年 10 月 1 日制定)
(令和 6 年 3 月 25 日最終改定)

当 JA は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成 19 年 6 月 19 日付犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

(運営等)

当 JA は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当 JA の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

(マネー・ローンダリング等の防止)

当 JA は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

(反社会的勢力等との決別)

当 JA は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

(組織的な対応)

当 JA は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

当 JA は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

以 上

ＪＡバンク利用者保護等管理方針

(平成 23 年 7 月 29 日制定)

当ＪＡは、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとされる方を含みます。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取組みを行うものとします。

- 1 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含みます。）および情報提供を適切かつ十分に行います。
- 2 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含みます。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
- 3 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
- 4 当ＪＡが行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
- 5 当ＪＡとの取引に伴い、当ＪＡの利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

【備考】

本方針の「取引」とは、「与信取引（貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約）、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者と当ＪＡとの間で事業として行われるすべての取引」をいいます。

自己資本比率の算定に関する用語解説一覧

用 語	内 容
自己資本の額	『コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額（経過措置適用後の額）』を言います。
自己資本比率	自己資本の額をリスク・アセット等の総額（信用リスク・アセット額及びオペレーショナル・リスク相当額）で除して得た額。国内基準を採用する金融機関では4%以上が必要とされていますが、JAバンクでは自主的な取り決めにより8%以上が必要とされています。
エクスポージャー	リスクを有する資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引（以下「資産等」といいます。）の与信相当額のことです。
リスク・ウェイト	リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの大きさに応じた掛目のことです。
信用リスク・アセット額	各エクスポージャーに対して、信用リスク削減手法を適用後、対応するリスク・ウェイトを乗じて算出した信用リスク・アセット額、CVA リスク相当額を8%で除した額の合計額を言います。
所要自己資本額	リスクを有する資産等を保有するのに必要となる自己資本の額のことです。国内基準では各リスク・アセットに4%を乗じた額となります。
オペレーショナル・リスク（相当額）	金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどが該当します。なお、自己資本比率の算出にあたっては、一定の手法によりオペレーショナル・リスクを数値化した額をオペレーショナル・リスク相当額として分母に加算します。
基礎的手法	新 BIS 規制においてオペレーショナル・リスク相当額を算出する最も簡易な手法です。1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。1年間の粗利益は、事業総利益から信用事業に係るその他経常収益、信用事業以外の事業に係るその他の収益、国債等債券売却益・償還益、補助金受入額を控除し、信用事業に係るその他経常費用、信用事業以外の事業に係るその他の費用、国債等債券売却損・償還損・償却、役務取引等費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
標準的計測手法	新 BIS 規制においてオペレーショナル・リスク相当額を算出する手法です。事業規模を表す額に、一定の乗数（内部損失乗数）を乗じて算出する方法です。 事業規模要素は、算出金利要素（ILDC）、役務要素（SC）、金融商品要素（FC）の平均値に0.12を乗じた額であり、内部損失乗数については、告示第250条第1項に基づいた数値を使用しています。 なお、算出金利要素（ILDC）、役務要素（SC）、金融商品要素（FC）は告示第249条にさだめられた方法に基づき算出しています。
抵当権付住宅ローン	住宅ローンのうち、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分であるもののことです。

用 語	内 容
コミットメント	契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約のことです。
証券化エクスポージャー	証券化とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであり、証券化エクスポージャーとは証券化に伴い第三者に移転する資産のことです。
CVA リスク (Credit Value Adjustment)	CVA（派生商品取引についての取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の公正価値評価額と信用リスクを勘案した場合の公正価値評価額との差額を言います。）が変動するリスクを言います。
店頭デリバティブ	株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。
クレジット・デリバティブ	信用リスクをヘッジ（回避・低減）するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。
プロテクションの購入及び提供	プロテクションの購入とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ（回避・低減）するための取引をいい、プロテクションの提供とは、保証を与える取引を指します。
信用リスク削減手法	金融機関が保有している信用リスクを軽減する措置であり、新 BIS 規制では、貯金や有価証券など一定の要件を満たす担保や保証がある場合には、担保や保証人のリスク・ウェイトに置き換えることができます。
派生商品取引	有価証券取引等から派生し、原資産の価格によりその価格が決定される商品のことであり、先物、オプション、スワップ取引等が該当します。
金利ショック	保有している資産や負債等に金利の変化をあてはめることです。
Δ EVE・ Δ NII (デルタ EVE・デルタ NII)	Δ EVE とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。 Δ NII とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から 12 か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。 Δ EVE については、6 つの金利ショック・シナリオ（上方パラレルシフト・下方パラレルシフト・スティープ化・フラット化・短期金利上昇・短期金利低下）に基づいて、 Δ NII については 2 つの金利ショック・シナリオ（上方パラレルシフト・下方パラレルシフト）に基づいて計測を実施します。
上方パラレルシフト・ 下方パラレルシフト	満期までの残存年数が異なる債券についての金利が、全体的に上昇することを上方パラレルシフトといいます。反対に、金利が全体的に下落することを下方パラレルシフトといいます。
スティープ化・フラット化	長期金利が上昇して、短期金利と長期金利との差が大きくなることをスティープ化といいます。反対に、長期金利が下落して、短期金利と長期金利との差が小さくなることをフラット化といいます。

ディスクロージャー開示項目対比掲載ページ

< 概況及び組織に関する事項 >

1. 業務の運営の組織…………… 59
2. 理事及び監事の氏名及び役職名…………… 60
3. 事務所の名称及び所在地…………… 61

< 主要な業務の内容 >

4. 主要な業務の内容…………… 11

< 主要な業務に関する事項 >

5. 直近の事業年度における事業の概況… 4～7
6. 直近の5事業年度における主要な業務の
状況を示す指標…………… 30
7. 直近の2事業年度における主要な事業の
状況を示す指標

① 主要な業務の状況を示す指標

- a. 事業粗利益及び事業粗利益率…………… 30
- b. 資金運用収支、役務取引等収支及び
その他事業収支…………… 31
- c. 資金運用勘定並びに資金調達勘定
平均残高、利息、利回り及び
総資金利ざや…………… 31
- d. 受取利息及び支払利息の増減…………… 31
- e. 総資産経常利益率及び
資本経常利益率…………… 41
- f. 総資産当期純利益率及び
資本当期純利益率…………… 41

② 貯金に関する指標

- a. 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金、
その他の貯金の平均残高…………… 31
- b. 固定金利定期貯金、変動金利定期貯金
及びその他の区分ごとの
定期貯金の残高…………… 32

③ 貸出金等に関する指標

- a. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び
割引手形の平均残高…………… 32
- b. 固定金利及び変動金利の区分
ごとの貸出金の残高…………… 32
- c. 担保の種類別の貸出金残高及
び債務保証見返額…………… 32
- d. 使途別の貸出金残高…………… 33
- e. 主要な農業関係の貸出実績…………… 33
- f. 業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高
の貸出金の総額に対する割合…………… 33
- g. 貯貸率の期末値及び期中平均値…………… 41

④ 有価証券に関する指標

- a. 商品有価証券の種類別の
平均残高…………… 該当なし
- b. 有価証券の種類別の残存期間別
の残高…………… 37
- c. 有価証券の種類別の平均残高…………… 36
- d. 貯証率の期末値及び期中平均値…………… 41

< 業務の運営に関する事項 >

8. リスク管理の体制…………… 7～8
9. 法令遵守の体制…………… 9～10
10. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化の
ための取組の状況…………… 2～4
11. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容… 10～11

< 直近の2事業年度における財産の状況 >

12. 貸借対照表、損益計算書及び
剰余金処分計算書…………… 12～26
13. 貸出金にかかる事項
 - ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権… 34
 - ② 危険債権…………… 34
 - ③ 三月以上延滞債権…………… 34
 - ④ 貸出条件緩和債権…………… 34
 - ⑤ 正常債権…………… 34
14. 自己資本の充実の状況…………… 41～58
15. 次に掲げるものに関する取得価額又は
契約価額、時価及び評価損益
 - ① 有価証券…………… 36～38
 - ② 金銭の信託…………… 38
 - ③ 金融先物取引等…………… 該当なし
16. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額… 36
17. 貸出金償却額…………… 36
18. 法第37条の2第3項の規定に基づき
会計監査人の監査を受けている旨…………… 29



能美農業協同組合

石川県能美市栗生町㊦1

〒923-1101

TEL.0761-57-3505 FAX.0761-58-6410